

令和3年（2021年）

第1回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2021.2.19 調製

第2版 2021.2.24 調製

令和3年(2021年)第1回町田市議会定例会日程一覧表

※2月12日(金)告示 議案配付 議会運営委員会

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
2	19	金	本 会 議 議会運営委員会	令和2年度包括外部監査の結果報告書の説明について 報告第1号 _____ 提案理由説明 一 質疑 一 表決 第28号議案 _____ 提案理由説明 第1号議案～第7号議案 _____ 提案理由説明 一 質疑 一 付託 諮問第1号 _____	請願・陳情受付締切 午後5時
			常任委員会	総務・健康福祉	
	20	⊕			
	21	⊖			
	22	月	常任委員会	文教社会・建設	
	23	⊖			
	24	水	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 _____ 質疑 一 表決 市長の施政方針 第8号議案～第25号議案 _____ 提案理由説明 第26号議案 _____ 第27号議案 _____ 提案理由説明 一 質疑 一 表決	
	25	木	議案説明会		
	26	金	全員協議会		代表・個人質疑通告締切 午後3時
27	⊕				
28	⊖				
3	1	月	議事整理		一般質問通告締切 正午 一般質問打ち合わせ 午後2時～午後5時
	2	火	議事整理		一般質問打ち合わせ 午前10時～午後5時
	3	水	議事整理		
	4	木	議事整理		
	5	金	本 会 議 議会運営委員会	第8号議案～第25号議案 _____ 質疑 一 付託 第26号議案 _____ (代表・個人) 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	6	⊕			
	7	⊖			
	8	月	常任委員会	総務・健康福祉	
	9	火	常任委員会	総務・健康福祉	
	10	水	常任委員会	文教社会・建設	
	11	木	常任委員会	文教社会・建設	
	12	金	常任委員会	常任委員会予備日	

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
	13	⊕			
	14	⊕			
	15	月	本 会 議	一般質問	
	16	火	本 会 議	一般質問	
	17	水	本 会 議	一般質問	
	18	木	本 会 議	一般質問	
	19	金	議 事 整 理		
	20	⊕			
	21	⊕			
	22	月	本 会 議	一般質問	
	23	火	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	24	水	議 事 整 理		
	25	木	議 事 整 理		
	26	金	議 事 整 理		
	27	⊕			
	28	⊕			
	29	月	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

令和3年（2021年）第1回定例会は、2月19日（金）に招集され、3月29日（月）までの39日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算14件、条例15件、その他が8件となっています。

予算案は、令和2年度（2020年度）町田市一般会計補正予算（第6号）などが上程されています。条例案は、町田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

- 第1号議案 令和2年度（2020年度）町田市一般会計補正予算（第6号）
- 第2号議案 令和2年度（2020年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第4号）
- 第3号議案 令和2年度（2020年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 第4号議案 令和2年度（2020年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 第5号議案 令和2年度（2020年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（第1号）
- 第6号議案 令和2年度（2020年度）町田市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 第7号議案 令和2年度（2020年度）町田市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第8号議案 町田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

※ 押印の見直し（はんこレス）の取組として、職員のサービスの宣誓に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

- 第9号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

※ 職員の育児と仕事の両立支援を目的として、子育て部分休暇を新設するため、所要の改正をするものです。

- 第10号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 1 号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 2 号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 3 号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 4 号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例

※ 第 8 期町田市介護保険事業計画に基づき、2021年度から2023年度までの第 1 号被保険者の介護保険料を改定するため、及び所得税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 5 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

※ 国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第 5 期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、及び地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 6 号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

※ 食品衛生法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 7 号議案 町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

※ 東京都の道路占用料の改定にあわせて、町田市の道路占用料を東京都の占用料と同額にするため、所要の改正をするものです。

第 1 8 号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

※ 東京都の特定公共物の占用料の改定にあわせて、町田市の特定公共物の占用料を東京都の占用料と同額にするため、所要の改正をするものです。

第 1 9 号議案 町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

※ 本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

第20号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※ 「町田都市計画相原駅東口地区地区計画」の都市計画決定に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第21号議案 町田市立図書館条例

※ 図書館に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の規定を整備するため、町田市立図書館設置条例の全部を改正するものです。

第22号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

※ 保険診療によらない診療料のうち、妊娠及び出産に係る入院診療料の診療単価を新設するため、所要の改正をするものです。

第23号議案 市道路線の認定について

※ 開発行為や土地区画整理事業により築造された道路、私道移管事業や道路位置指定の協議により移管された道路、築造予定の都市計画道路及び道路管理平面図が新たに作成された道路を市道として認定するものです。

第24号議案 八王子市による路線認定の承諾について

※ 八王子市と町田市の行政境界に跨る道路について、八王子市が路線認定を行うにあたり、道路区域の一部が町田市域内に及ぶため、八王子市長から承諾を求められているものです。

第25号議案 包括外部監査契約の締結について

※ 2021年度の包括外部監査契約を締結するものです。

第26号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

※ 2021年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

第27号議案 指定金融機関の指定について

※ 2021年7月1日から新たに市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。

第28号議案 権利の放棄について

※ 市が有する未収債権のうち、債務者の破産又は死亡により、請求権を行使できない又は請求権行使に実効性がない債権について、権利の放棄をするものです。

第29号議案 令和3年度（2021年度）町田市一般会計予算

第30号議案 令和3年度（2021年度）町田市国民健康保険事業会計予算

第31号議案 令和3年度（2021年度）町田市介護保険事業会計予算

第32号議案 令和3年度（2021年度）町田市後期高齢者医療事業会計予算

- 第 3 3 号議案 令和 3 年度（2 0 2 1 年度）町田市鶴川駅南土地地区画
整理事業会計予算
- 第 3 4 号議案 令和 3 年度（2 0 2 1 年度）町田市下水道事業会計予
算
- 第 3 5 号議案 令和 3 年度（2 0 2 1 年度）町田市病院事業会計予算

【報告承認案件】

- 報告第 1 号 令和 2 年度（2 0 2 0 年度）町田市一般会計補正予算（専
決第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて

【諮問案件】

- 諮問第 1 号 生活保護費返還督促処分に係る審査請求に関する諮問に
ついて

※ 生活保護費の返還督促処分に係る審査請求について、地方自治法第 2 3 1 条の
3 第 7 項の規定に基づき、議会に諮問をするものです。

令和2年度（2020年度）

3月補正予算

3月補正予算の概要 ～ 新型コロナウイルス感染症対策予算【第5弾】 ～

3月補正予算では、国の第3次補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染症への対応として、全市民を対象としたワクチン接種の実施や、小・中学校や保育施設等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために必要な備品等の購入や支援を行います。

また、今後活用の幅が広がる見込みであるマイナンバーカードの取得を促進するための費用を計上するとともに、鶴川駅北口広場整備事業の用地取得を前倒しで実施します。

その他、一般会計、特別会計事業の執行見込等にあわせた補正を行います。

一般会計	29億2,801万6千円
特別会計	△20億7,279万8千円
計	8億5,521万8千円

補正予算の主な内容

内 訳	{	1 新型コロナウイルス感染症対策事業	22億4,166万円
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	20億3,266万円
		新型コロナウイルス感染症対策事業（小・中学校）	1億9,377万円
		新型コロナウイルス感染症対策事業（保育施設等）	1,523万円
		2 その他	
		・ マイナンバーカード取得促進事業	2億6,330万円
		・ 鶴川駅周辺街づくり事業	28億2,014万円
		・ 契約差金等の補正減	△43億7,662万円

特別会計の補正額

・ 国民健康保険事業会計	1億6,377万円
・ 介護保険事業会計	△13億3,045万円
・ 後期高齢者医療事業会計	△1億9,606万円
・ 鶴川駅南土地区画整理事業会計	△1,254万円
・ 下水道事業会計	△3億5,774万円
・ 病院事業会計	△3億3,977万円

2020年度3月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計		
			構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計		222,761,394	64.4	2,928,016	225,689,410	65.0	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,932,843	11.9	163,769	41,096,612	11.9	
	介 護 保 険 事 業 会 計	36,087,474	10.4	△ 1,330,453	34,757,021	10.0	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	12,000,737	3.5	△ 196,062	11,804,675	3.4	
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	69,166	0.0	△ 12,537	56,629	0.0	
	下 水 道 事 業 会 計	17,876,340	5.2	△ 357,744	17,518,596	5.1	
	収 益 的	12,434,267	3.6	68,492	12,502,759	3.6	
	資 本 的	5,442,073	1.6	△ 426,236	5,015,837	1.5	
	病 院 事 業 会 計	16,385,245	4.7	△ 339,771	16,045,474	4.6	
	収 益 的	14,962,615	4.3	△ 314,771	14,647,844	4.2	
	資 本 的	1,422,630	0.4	△ 25,000	1,397,630	0.4	
	小 計	123,351,805	35.6	△ 2,072,798	121,279,007	35.0	
	合 計		346,113,199	100.0	855,218	346,968,417	100.0

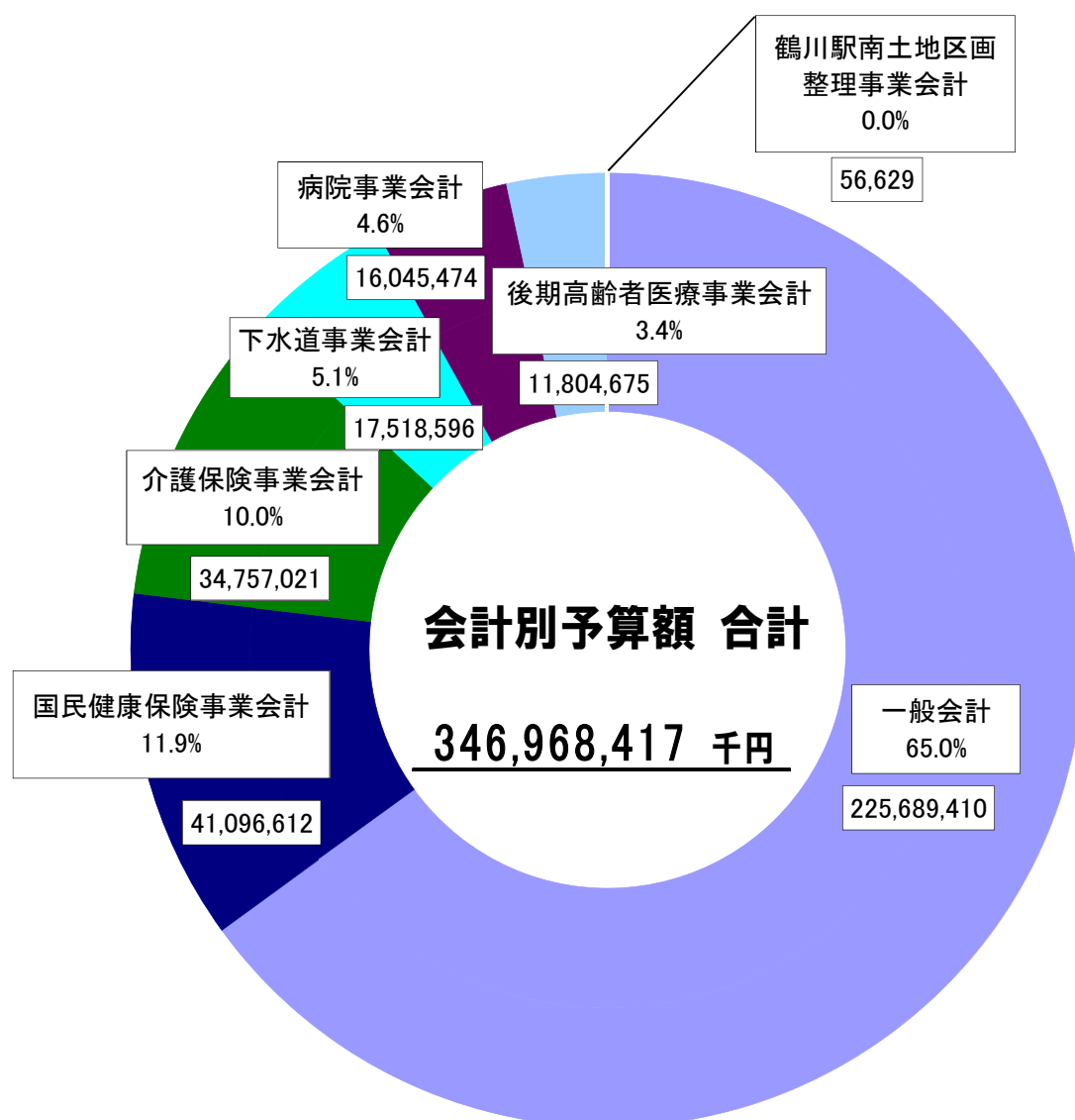
【概要】

- 一般会計の補正額は29億2,801万6千円で、補正後の全会計予算総額3,469億6,841万7千円に対する一般会計の構成比は65.0%です。
- 国民健康保険事業会計の補正額は1億6,376万9千円で、主に保険給付費の増額に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は△13億3,045万3千円で、主に保険給付費の減額に伴う補正です。
- 後期高齢者医療事業事業会計の補正額は△1億9,606万2千円で、主に広域連合納付金の減額に伴う補正です。
- 鶴川駅南土地区画整理事業会計の補正額は△1,253万7千円で、主に職員人件費の減額に伴う補正です。
- 下水道事業会計の補正額は△3億5,774万4千円で、主に国の補正予算を受け、成瀬クリーンセンター改良工事等を前倒して実施する一方で、事業の執行見込みにあわせた減額に伴う補正です。
- 病院事業会計の補正額は△3億3,977万1千円で、新型コロナウイルス感染症対応の影響による医薬材料費等の減額に伴う補正です。

2020年度 会計別予算構成

<3月補正後>

(単位:千円)



2020年度3月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	68,830,713	30.9	—	68,830,713	30.5
2. 地 方 譲 与 税	777,001	0.3	—	777,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	99,000	0.0	—	99,000	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	511,000	0.2	—	511,000	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	283,000	0.1	—	283,000	0.1
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	203,000	0.1	—	203,000	0.1
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,680,000	3.9	—	8,680,000	3.9
8. ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.0	—	38,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	187,000	0.1	—	187,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	409,000	0.2	—	409,000	0.2
11. 地 方 交 付 税	2,132,317	1.0	—	2,132,317	1.0
12. 交通安全対策特別交付金	47,000	0.0	—	47,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	725,766	0.3	—	725,766	0.3
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,396,882	1.5	9,101	3,405,983	1.5
15. 国 庫 支 出 金	81,671,358	36.7	4,577,351	86,248,709	38.2
16. 都 支 出 金	24,033,851	10.8	△ 368,945	23,664,906	10.5
17. 財 産 収 入	1,794,933	0.8	83,519	1,878,452	0.8
18. 寄 附 金	127,841	0.1	5,000	132,841	0.1
19. 繰 入 金	5,912,917	2.7	△ 248,227	5,664,690	2.5
20. 繰 越 金	4,507,968	2.0	—	4,507,968	2.0
21. 諸 収 入	2,420,847	1.1	△ 577,783	1,843,064	0.8
22. 市 債	15,972,000	7.2	△ 552,000	15,420,000	6.8
歳 入 合 計	222,761,394	100.0	2,928,016	225,689,410	100.0

【概要】

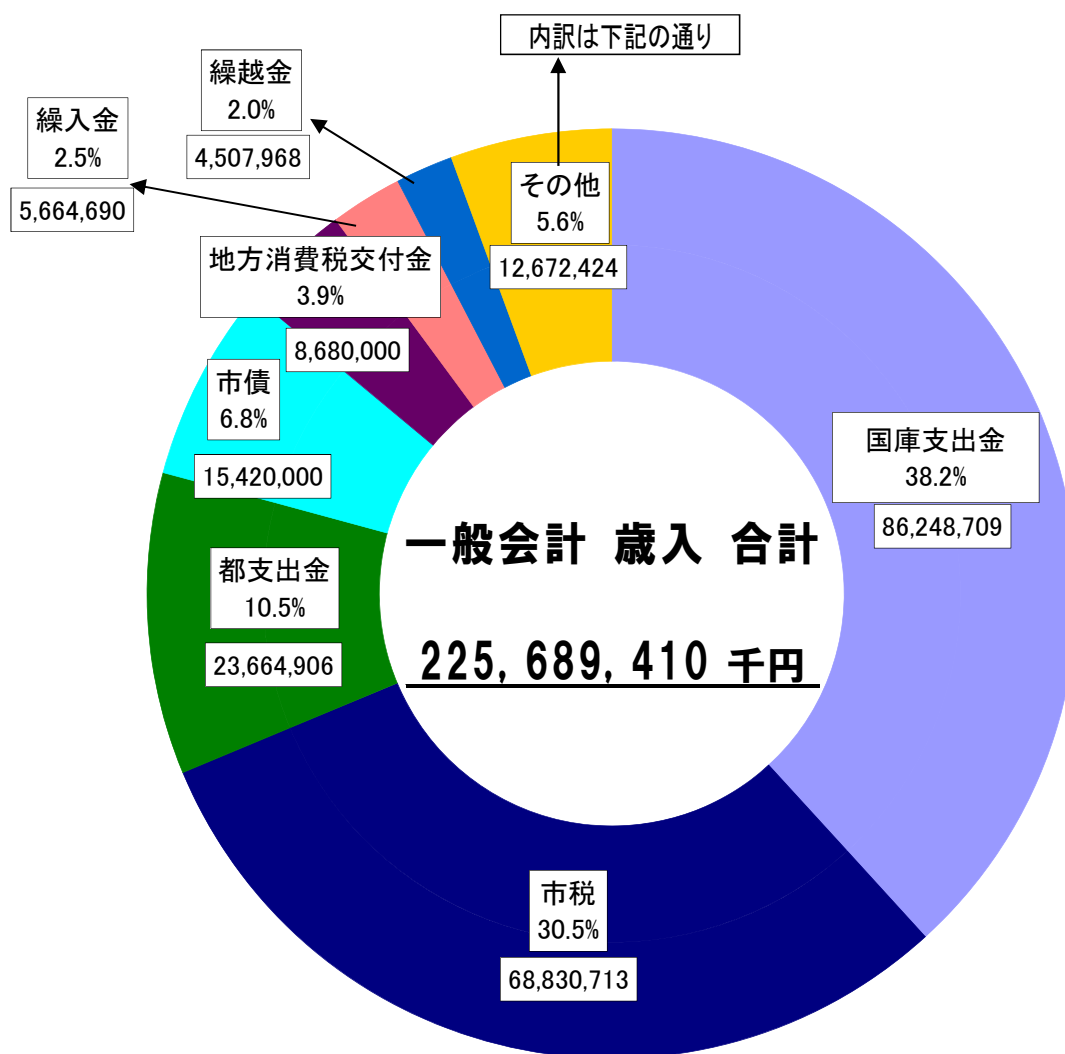
3月補正予算の主なもの

- 款15.国庫支出金 感染症対策費負担金(13.7億円)、社会資本整備総合交付金(12.7億円)、感染症対策費補助金(6.8億円)、循環型社会形成推進交付金(5.0億円)、個人番号カード交付事務費補助金(2.6億円)、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(2.0億円)
- 款16.都支出金 道路橋梁費補助金(△2.8億円)、地域密着型サービス整備費補助金(△1.5億円)、自立支援費負担金(0.9億円)
- 款17.財産収入 土地売払収入(3.1億円)、物品売払収入(△2.3億円)
- 款19.繰入金 国民健康保険事業会計繰入金(△2.1億円)、緑地保全基金繰入金(△0.2億円)
- 款21.諸収入 公立学校体育施設空調設置支援事業補助金(△3.5億円)、みちづくり・まちづくりパートナー事業受託収入(△1.9億円)、自立支援給付費(△0.3億円)
- 款22.市債 学校施設整備事業債(△4.3億円)、道路整備事業債(△3.2億円)、廃棄物処理施設整備事業債(△2.9億円)、庁舎建設事業費借換事業債(△1.7億円)、都市計画事業債(7.4億円)

2020年度 一般会計 歳入予算内訳

<3月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

使用料及び手数料	3,405,983	株式等譲渡所得割交付金	283,000
地方交付税	2,132,317	法人事業税交付金	203,000
財産収入	1,878,452	環境性能割交付金	187,000
諸収入	1,843,064	寄附金	132,841
地方譲与税	777,001	利子割交付金	99,000
分担金及び負担金	725,766	交通安全対策特別交付金	47,000
配当割交付金	511,000	ゴルフ場利用税交付金	38,000
地方特例交付金	409,000		

2020年度3月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	648,693 (0.3%)	△ 2,401	646,292 (0.3%)	—	—	—	—	△ 2,401
2. 総務費	22,253,898 (10.0%)	640,521	22,894,419 (10.1%)	290,812	△ 24,045	△ 45,000	△ 29,044	447,798
3. 民生費	127,030,603 (57.0%)	△ 614,340	126,416,263 (56.0%)	171,230	△ 52,496	△ 26,000	△ 22,696	△ 684,378
4. 衛生費	22,386,472 (10.0%)	1,665,715	24,052,187 (10.7%)	2,017,828	11,614	△ 286,000	△ 69,042	△ 8,685
5. 労働費	40,829 (0.0%)	—	40,829 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	418,384 (0.2%)	△ 8,458	409,926 (0.2%)	—	△ 2,707	—	△ 1,083	△ 4,668
7. 商工費	3,703,280 (1.7%)	370,510	4,073,790 (1.8%)	91,698	375,867	—	△ 13,287	△ 83,768
8. 土木費	16,924,931 (7.6%)	1,802,893	18,727,824 (8.3%)	1,259,391	△ 257,147	424,400	△ 231,795	608,044
9. 消防費	5,043,598 (2.3%)	△ 15,934	5,027,664 (2.2%)	—	—	△ 20,000	△ 100	4,166
10. 教育費	16,315,671 (7.3%)	△ 817,238	15,498,433 (6.9%)	249,864	△ 421,806	△ 431,400	△ 285,041	71,145
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	7,745,029 (3.5%)	△ 93,252	7,651,777 (3.4%)	—	—	△ 168,000	—	74,748
13. 予備費	250,000 (0.1%)	—	250,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	222,761,394 (100.0%)	2,928,016	225,689,410 (100.0%)	4,080,823	△ 370,720	△ 552,000	△ 652,088	422,001

【概要】

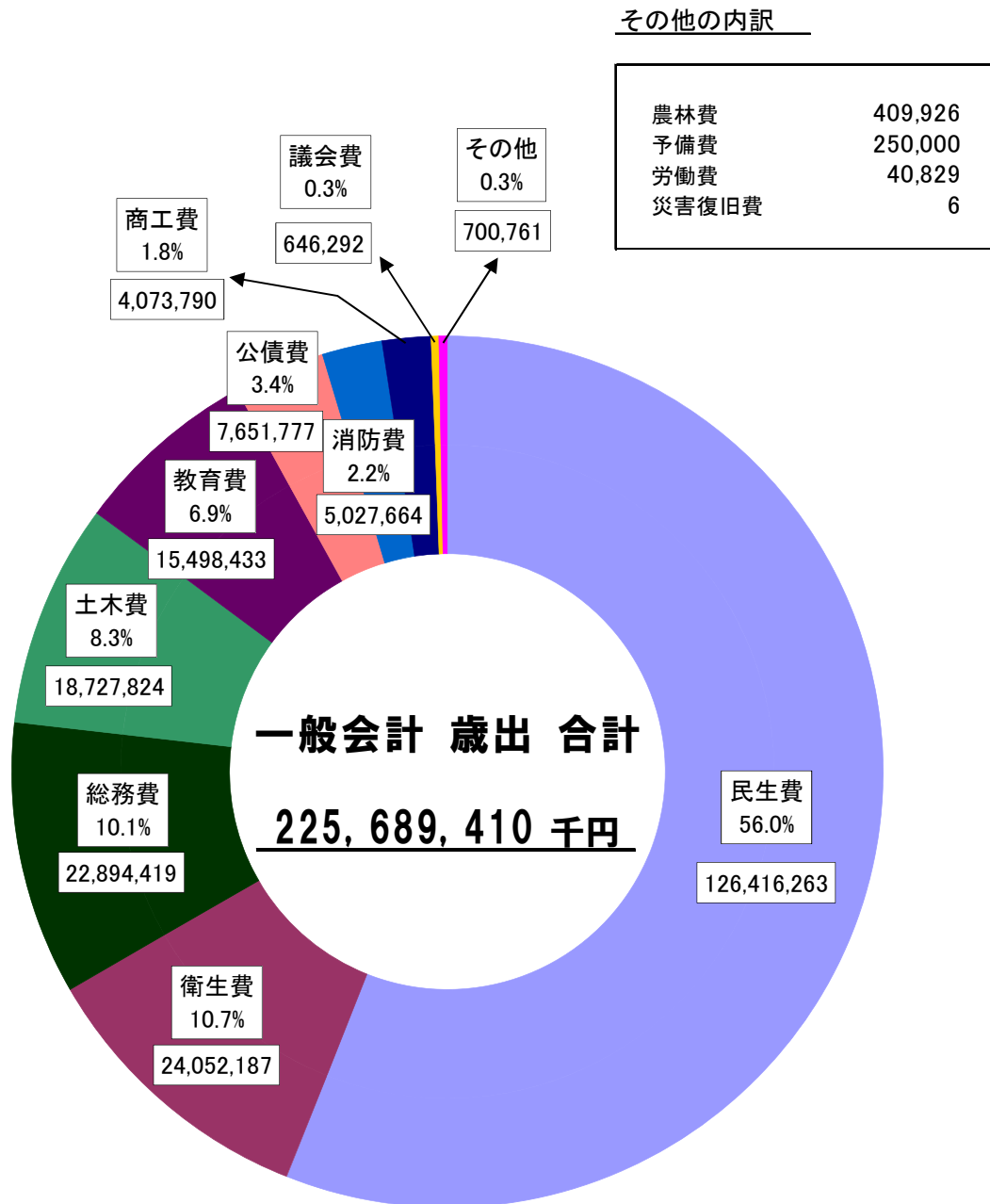
3月補正予算の主なもの

- 款2.総務費 公共施設整備基金積立金(7.2億円)、会計年度任用職員報酬(△0.8億円)
- 款3.民生費 介護保険事業会計繰出金(△2.8億円)、国民健康保険事業会計繰出金(△2.1億円)、地域密着型サービス施設整備事業補助金(△1.0億円)
- 款4.衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種委託料(13.7億円)、集団接種業務委託料(2.6億円)、ワクチン配送・運搬委託料(1.6億円)、廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金(1.5億円)、循環型施設整備事業費(△4.2億円)
- 款7.商工費 プレミアムポイント付与事業委託料(4.8億円)、中小企業者家賃補助金(△0.6億円)、商店街チャレンジ戦略支援事業補助金(△0.2億円)
- 款8.土木費 鶴川駅北口広場整備事業費(28.3億円)、相原駅東口アクセス路整備事業費(△4.6億円)、みちづくり・まちづくりパートナー事業費(△1.9億円)、準幹線道路新設改良事業費(△0.9億円)
- 款10.教育費 小・中学校教育情報化推進事業費(△2.9億円)、町田第一中学校改築事業費(△2.0億円)、小・中学校体育館空調設備設置事業費(△1.0億円)、小学校校舎等改修事業費(△1.0億円)、学校給食費公会計事業費(△0.7億円)

2020年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<3月補正後>

(単位:千円)



2020年度3月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	23,586,350	10.6	△ 177,348	23,409,002	10.4
	職 員 給 与 費	22,533,912	10.1	△ 164,866	22,369,046	9.9
	特別職給与費等	1,052,438	0.5	△ 12,482	1,039,956	0.5
	扶 助 費	53,098,981	23.8	201,139	53,300,120	23.6
	公 債 費	7,745,028	3.5	△ 93,252	7,651,776	3.4
	計	84,430,359	37.9	△ 69,461	84,360,898	37.4
投 資 的 経 費		25,278,874	11.3	1,003,163	26,282,037	11.6
そ の 他 経 費	物 件 費	26,936,435	12.1	1,882,145	28,818,580	12.8
	維 持 補 修 費	951,379	0.4	△ 3,140	948,239	0.4
	補 助 費 等	60,081,579	27.0	△ 284,765	59,796,814	26.5
	繰 出 金	19,147,425	8.6	△ 483,879	18,663,546	8.3
	出 資 金 ・ 貸 付 金	1,801	0.0	—	1,801	0.0
	積 立 金	5,683,542	2.6	883,953	6,567,495	2.9
	予 備 費	250,000	0.1	—	250,000	0.1
	計	113,052,161	50.8	1,994,314	115,046,475	51.0
歳 出 合 計		222,761,394	100.0	2,928,016	225,689,410	100.0

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 扶助費 障がい者サービス給付事業費(3.6億円)、心身障がい者援護事業(△0.4億円)
- 投資的経費 鶴川駅北口広場整備事業費(28.3億円)、相原駅東口アクセス路整備事業費(△4.6億円)、
循環型施設整備事業費(△4.0億円)、町田第一中学校改築事業費(△2.0億円)、
みちづくり・まちづくりパートナー事業費(△1.1億円)、
小・中学校体育館空調設備設置事業費(△1.0億円)
- 物件費 新型コロナウイルスワクチン接種委託料(13.7億円)、集団接種業務委託料(2.6億円)、
ワクチン配送・運搬委託料(1.6億円)
- 補助費等 障がい者日中活動系サービス推進事業補助金(△0.8億円)、特別定額給付金(△0.7億円)、
中小企業者家賃補助金(△0.6億円)
- 繰出金 介護保険事業会計繰出金(△2.8億円)、国民健康保険事業会計繰出金(△2.1億円)
- 積立金 公共施設整備基金積立金(7.2億円)、廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金(1.5億円)

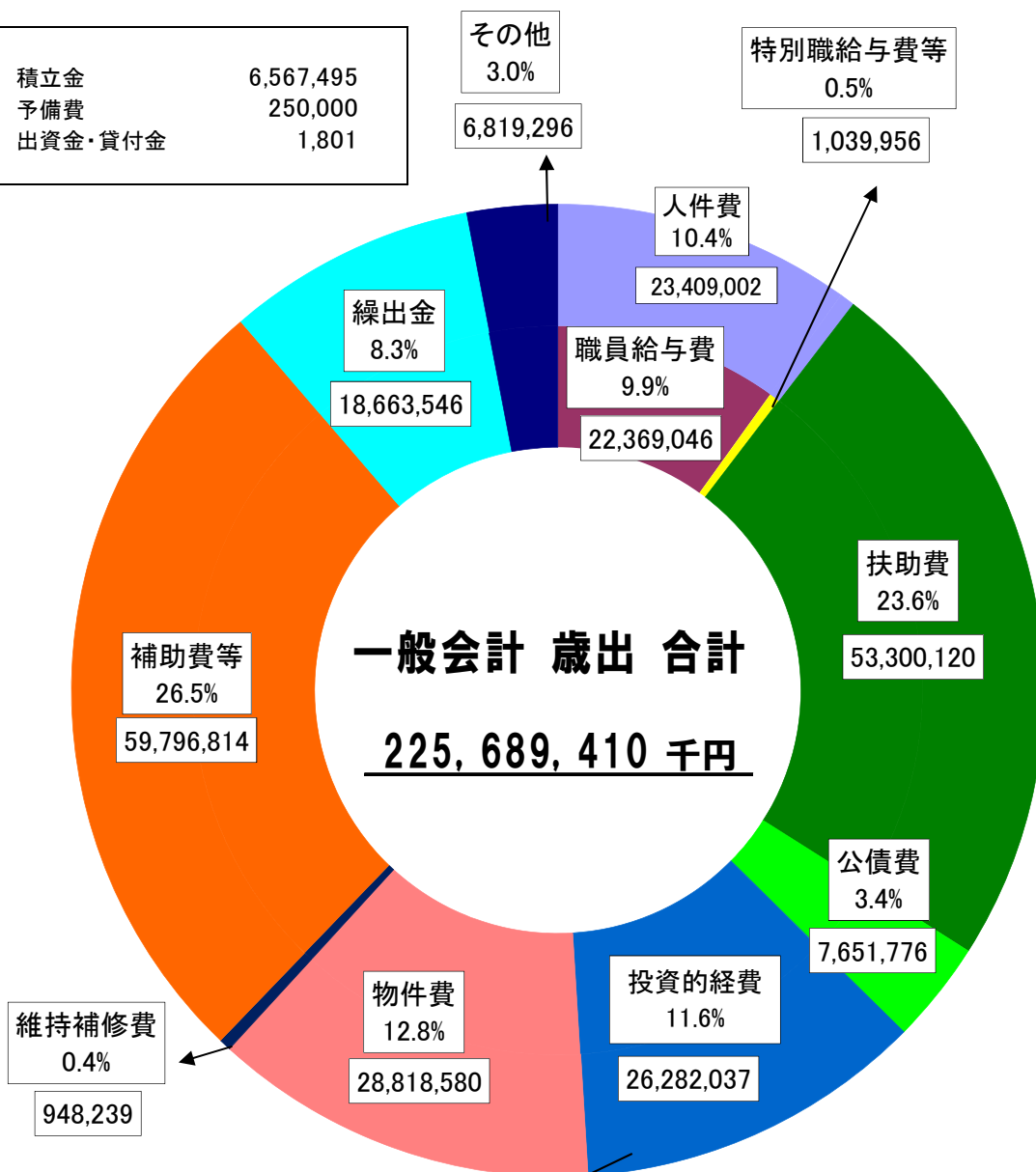
2020年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<3月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	6,567,495
予備費	250,000
出資金・貸付金	1,801



投資的経費 内訳

総務費	1,434,260	土木費	10,311,510
民生費	502,862	消防費	158,888
衛生費	9,072,965	教育費	4,672,219
農林費	121,250	災害復旧費	6
商工費	8,077		

令和3年度当初予算

1 令和3年度（2021年度）予算のポイント

(1) 予算編成方針

◇ 2021年度の予算編成にあたっては

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民の生活や市内の経済活動を支える施策を最優先とするとともに、アフターコロナにおいて必要不可欠なデジタル化を積極的に推進する予算と位置付け、次の点を基本に編成しました。

基本方針1

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税収入が減少するなど歳入予算の大幅な減少が見込まれることから、事業の優先順位付けを行い、実施時期の見直しや、事業の廃止、縮小など事務事業の抜本的な見直しを行うことで、自律的な財政運営を確保する。

基本方針2

「町田市5ヵ年計画17-21」における「財政見通し」では2021年度においても収支不足が見込まれており、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収支不足の拡大が想定され大変厳しい財政状況となっている。このような状況の中、現在計画されている政策的事業の一般財源上限額を定め、歳出増加の抑制を図る。

基本方針3

2021年度の予算編成において、重点的に取り組む事業は、市民の生活や市内の経済活動を支える事業、アフターコロナを見据えたデジタル化等の新たな課題に対応すべき事業、まちの魅力向上につながる事業を柱とし、行政関与の必要性や、緊急性、費用対効果がそれぞれ高い事業に限定する。

(2) 2021年度予算フレームの概要

○ 全会計歳出総額 **3,003億1,440万円** (+126億1,509万円)

一般会計と特別会計とを合わせた総予算額は、3,003億1,440万円で、対前年度比較で126億1,509万円(4.4%)の増加となりました。

○ 一般会計歳出総額 **1,738億4,207万円** (+77億3,819万円)

一般会計予算規模は、1,738億4,207万円で、対前年度比較で77億3,819万円(4.7%)の増加となりました。

○ 2021年度の特徴

2021年度は、2022年1月から稼働する循環型施設整備事業、2021年9月から校舎の使用を開始する町田第一中学校改築事業など大型投資的事業が最終年度を迎えます。また、芹ヶ谷公園の魅力を最大限に生かすための(仮称)国際工芸美術館整備事業や、町田の未来を担う子どもたちにICTを活用した新しい教育を提供する教育の情報化推進事業、さらには2021年度に延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会推進事業など、厳しい財政状況においても、今実行すべき真に必要な施策を選択し、集中することを前提に、町田市の未来につながる予算を計上しています。

○税収

636 億 1,957 万円 (△52 億 1,114 万円)

新型コロナウイルス感染症の影響等による	
納税義務者数の減少等による個人市民税の減	△25.0 億円
税制改正による軽減措置に伴う固定資産税の減	△16.6 億円
企業業績の悪化等による法人市民税の減	△10.2 億円

○事務事業見直し

△7 億 1,881 万円

①事務事業見直し
「事務事業見直しの基本的な考え方」に基づき、各部における事務事業の見直しを行うことで、事業費を削減するとともに、総業務時間を減少させ、時間外勤務手当を含む人件費の削減を行いました。
②補助金等及び扶助費見直し
2016 年度予算編成で段階的に見直すものとした町田市単独事業の補助金等について、2021 年度予算編成において引き続き見直しを行いました。

○2021年度を支える3つの柱

①市民の生活や市内の経済活動を支える事業	260 億 1,086 万円
‣ 循環型施設整備事業	154 億 9,602 万円
‣ 小・中学校体育館空調設備設置事業	42 億 2,610 万円
‣ 町田第一中学校改築事業	34 億 8,061 万円
‣ 新型コロナウイルス感染症対策関連事業	9,312 万円
‣ その他事業	27 億 1,501 万円
②デジタル化等の新たな課題に対応すべき事業	9 億 6,282 万円
‣ 教育の情報化推進事業	8 億 1,332 万円
‣ デジタル化推進事業	1 億 4,950 万円
③まちの魅力向上につながる事業	39 億 861 万円
‣ (仮称)国際工芸美術館整備事業	1 億 1,152 万円
‣ 鶴川駅周辺街づくり事業	6 億 2,115 万円
‣ 温浴施設整備事業	7 億 108 万円
‣ スポーツをする場の環境整備事業	4 億 6,743 万円
‣ その他事業	13 億 7,743 万円

2 歳 入 歳 出 予 算 の 状 況

(1) 予算規模

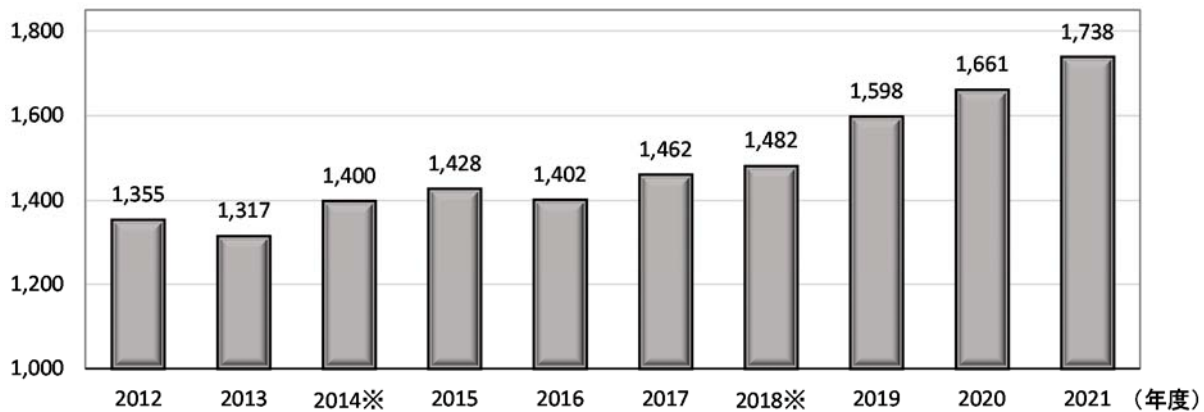
<p>一般会計予算規模 1,738 億 4,207 万円 (前年度比 +77 億 3,819 万円、+4.7%)</p> <p>○ 一般会計の予算規模は、前年度に比べて 4.7%増の 1,738 億 4,207 万円で、昨年度を上回りました。</p> <p><歳入></p> <p>○ 市税は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年度に比べて 52 億 1,114 万円減の 636 億 1,957 万円となる一方で、市債や国庫支出金、新型コロナウイルス感染症による減収分を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金等がそれぞれ増額しています。</p> <p><歳出></p> <p>○ 市税収入が減少するなど歳入予算の大幅な減少が見込まれることから、事業の優先順位付けを行い、実施時期の見直しや、事業の廃止、縮小など事務事業の抜本的な見直しを行う一方で、小・中学校体育館空調設備設置事業などの市民の生活や市内の経済活動を支える施策を最優先するとともに、キャッシュレス決済の導入などのアフターコロナを見据えたデジタル化等の新たな課題に対応すべき事業や、(仮称) 国際工芸美術館整備事業などのまちの魅力向上につながる事業を柱とし、行政関与の必要性や、緊急性、費用対効果がそれぞれ高い事業を選択しています。</p>
--

2021年度 会計別予算構成表

(単位:千円・%)

区 分	2021年度		2020年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
一 般 会 計	173,842,073	57.9	166,103,888	57.7	7,738,185	4.7
特 別 会 計	126,472,328	42.1	121,595,421	42.3	4,876,907	4.0
合 計	300,314,401	100.0	287,699,309	100.0	12,615,092	4.4

○ 一般会計予算規模 伸び率



年度	2012	2013	2014※	2015	2016	2017	2018※	2019	2020	2021
伸び率 (%)	△ 4.1%	△ 2.8%	6.3%	2.1%	△ 1.8%	4.2%	1.4%	7.8%	4.0%	4.7%

※2014年度及び2018年度は、当初予算が骨格的予算のため、6月補正後の予算額です。

特別会計予算規模 1,264 億 7,233 万円（前年度比 +48 億 7,691 万円、+4.0%）

○ 特別会計の予算規模は、前年度に比べて 4.0%増の 1,264 億 7,233 万円で、昨年度を上回りました。

○ 主な増減内容

〔国民健康保険事業会計〕

被保険者一人あたりの医療費の増などにより 8 億 9 千万円の増

〔介護保険事業会計〕

要介護者認定者数及びサービス受給者数の増により 12 億 4 千万円の増

〔後期高齢者医療事業会計〕

被保険者数や医療費の増により 1 億 6 千万円の増

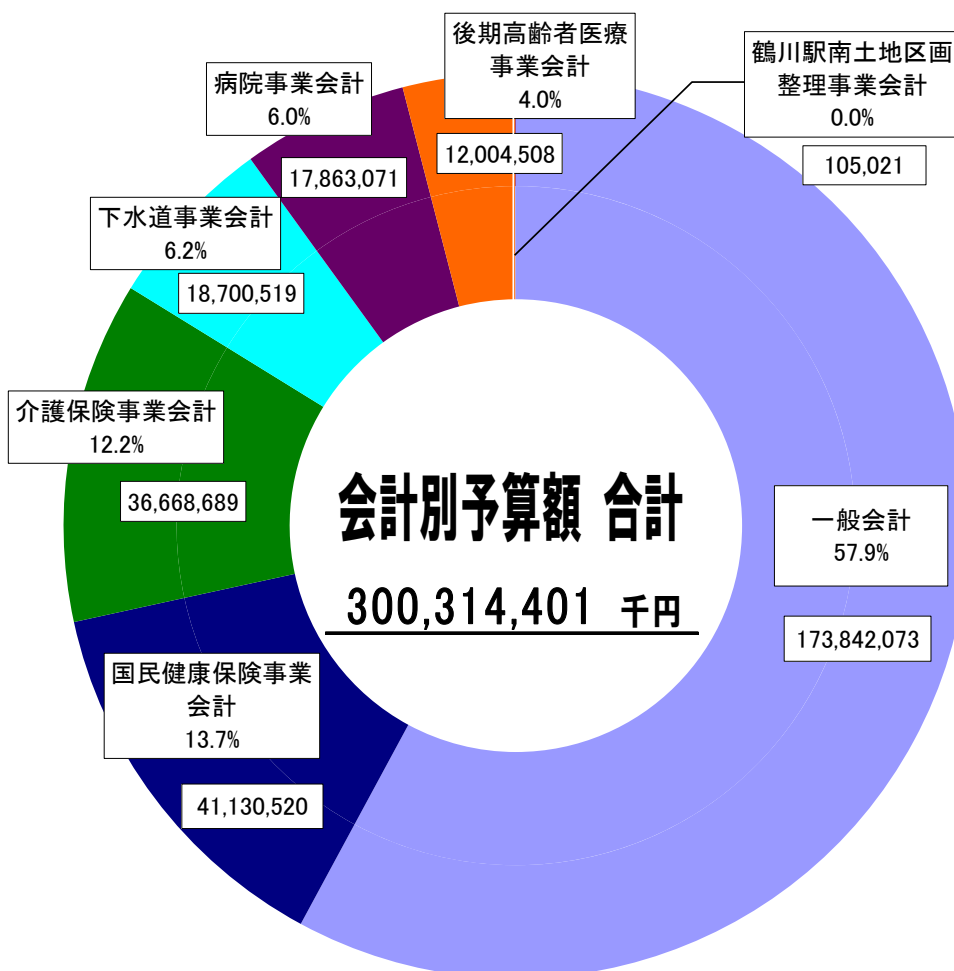
〔下水道事業会計〕

成瀬クリーンセンター及び鶴見川クリーンセンター改良事業費等の増により 8 億 6 千万円の増

〔病院事業会計〕

病院情報システム更新の備品購入費等の増による 16 億 9 千万円の増

■ 2021 年度 会計別予算構成（単位：千円）



(2) 歳入予算

主な歳入予算	
○	市税では、新型コロナウイルス感染症の影響による減少を見込み、前年度比 52 億 1 千万円の減を見込んでいます。 <個人市民税> 納税義務者数の減少及び給与所得者、営業所得者の個人所得金額の減少を見込み、25 億円 (8.0%) の減となりました。 <固定資産税> 2021 年度は、3 年に 1 度の評価額を見直す評価替えにあたります。土地では、地価の下落により、1 億 2 千万円の減額を見込んでいます。家屋及び償却資産では、税制改正による新型コロナウイルス感染拡大に伴う軽減措置等の要因により、17 億 7 千万円の減額を見込み、固定資産税全体で 16 億 6 千万円 (6.3%) の減となりました。
○	新型コロナ感染症の影響による減収分に対する国の財源措置を以下のとおり見込んでいます。 <地方交付税及び臨時財政対策債> 基準財政収入額の減少に伴い、地方交付税及び臨時財政対策債を合わせて 14 億 4 千万円の増額を見込んでいます。 <新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金> 固定資産税等の軽減措置などによる減収分については、19 億 3 千万円を見込んでいますが、国により全額が補填されます。
○	国庫支出金では、小・中学校体育館空調設備設置事業費、町田第一中学校改築事業費の増などに伴う学校施設環境改善交付金の 9 億 7 千万円の増額や、循環型施設整備事業費の増に伴う循環型社会形成推進交付金の 6 億 1 千万円の増額など、12 億 1 千万円の増額を見込んでいます。
○	市債では、野津田公園スポーツの森整備事業費などの減などに伴う都市計画事業債の 35 億 1 千万円の減額の一方、循環型施設整備事業費の増などに伴う廃棄物処理施設整備事業債の 36 億 8 千万円の増額などで、76 億 6 千万円の増額を見込んでいます。

2021年度 一般会計歳入予算内訳表

(単位：千円・%)

区 分	2021 年度		2020 年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1. 市 税	63,619,570	36.6	68,830,713	41.5	△ 5,211,143	△ 7.6
2. 地方消費税交付金	8,615,000	5.0	8,680,000	5.2	△ 65,000	△ 0.7
3. 地方交付税	1,729,000	1.0	1,149,000	0.7	580,000	50.5
4. 国庫支出金	34,144,045	19.6	32,931,479	19.8	1,212,566	3.7
5. 都 支 出 金	23,731,626	13.7	22,505,449	13.5	1,226,177	5.4
6. 市 債	23,612,000	13.6	15,950,000	9.6	7,662,000	48.0
7. そ の 他	18,390,832	10.5	16,057,247	9.7	2,333,585	14.5
歳 入 合 計	173,842,073	100.0	166,103,888	100	7,738,185	4.7

〔市税の状況〕

新型コロナウイルス感染症の影響等による

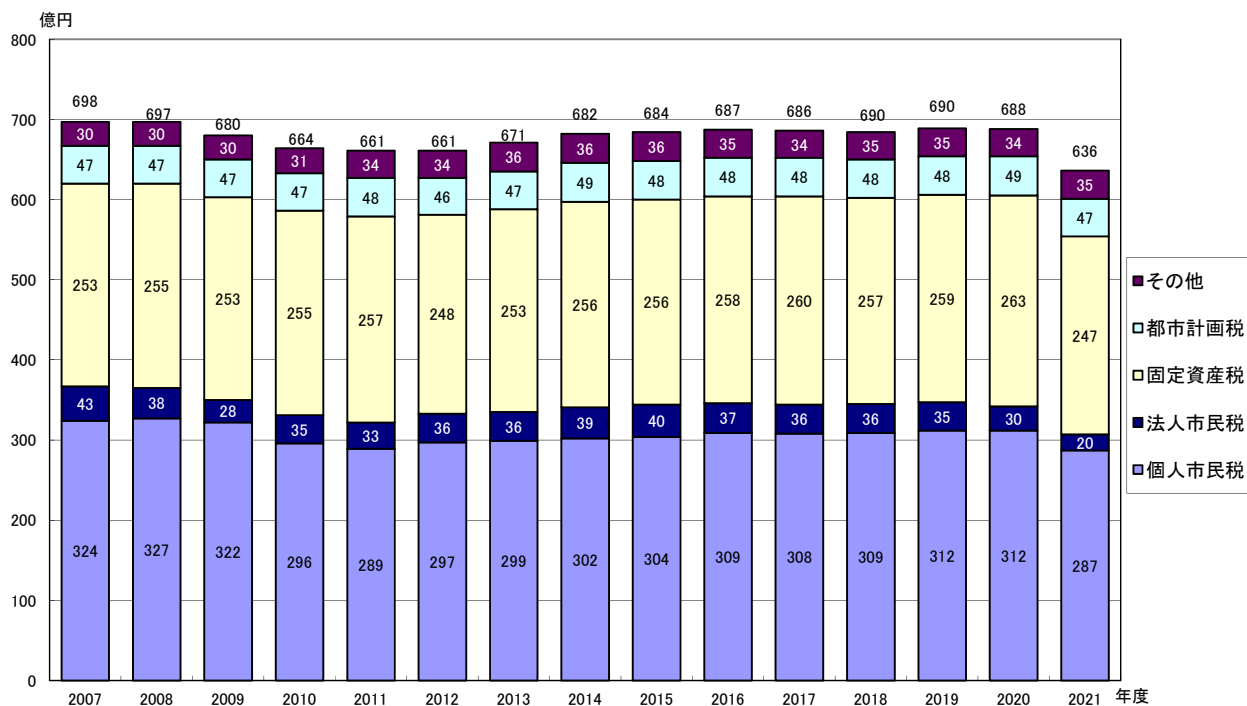
- ・ 納税義務者数の減少等による個人市民税の減 △25.0 億円
- ・ 税制改正による軽減措置に伴う固定資産税の減 △16.6 億円
- ・ 企業業績の悪化等による法人市民税の減 △10.2 億円

■市税予算の内訳

(単位：千円・%)

区 分	2021年度	2020年度	比 較	
			増減額	増減率
市民税	30,669,816	34,189,838	△ 3,520,022	△ 10.3
個人	28,678,188	31,178,337	△ 2,500,149	△ 8.0
法人	1,991,628	3,011,501	△ 1,019,873	△ 33.9
固定資産税	24,678,885	26,334,207	△ 1,655,322	△ 6.3
土地（現年課税）	11,588,954	11,710,291	△ 121,337	△ 1.0
家屋（現年課税）	10,135,350	11,281,667	△ 1,146,317	△ 10.2
償却資産（現年課税）	2,189,480	2,754,930	△ 565,450	△ 20.5
その他	765,101	587,319	177,782	30.3
軽自動車税	508,005	500,755	7,250	1.4
市たばこ税	2,179,492	2,065,988	113,504	5.5
事業所税	861,194	840,395	20,799	2.5
都市計画税	4,717,587	4,893,229	△ 175,642	△ 3.6
その他	4,591	6,301	△ 1,710	△ 27.1
合 計	63,619,570	68,830,713	△ 5,211,143	△ 7.6

(参考) 市税の推移



※2007～2019 年度は決算額、2020・2021 年度は当初予算額

(3) 歳出予算

主な歳出予算	
○	2021年度は、今実行すべき真に必要な施策を選択し、集中することを前提に、町田市の未来につながる予算を計上しています。
○	2021年度は、循環型社会の構築に向けた熱回収施設等の整備、老朽化に対応した町田第一中学校の改築、教育活動や避難施設での熱中症対策等に対応した小・中学校37校の体育館空調設備の設置などを実施します。また、市民の安全・安心のため、新型コロナウイルス感染症へ対応する地域外来・検査センターでのPCR検査や、スポーツをする場の環境整備として成瀬鞍掛スポーツ広場の整備など、市民の生活を支え、まちの魅力向上につながる事業を実施します。
○	このほか、芹ヶ谷公園“芸術の杜”と一体的に整備する（仮称）国際工芸美術館の整備や、児童・生徒にICTを活用した新しい教育を提供する教育の情報化の推進、さらには2021年度に延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の応援や、市の副次核となる鶴川駅周辺の街づくりなど、今後、町田市が市内外からの関心と憧れを高め、選ばれ続けるまちとなるため、未来への投資を積極的に行います。

2021年度 一般会計歳出予算目的別内訳表

(単位:千円・%)

区分	2021年度 予算額 (構成比)	2020年度 予算額 (構成比)	増減額 (増減率)	2021年度予算額の財源内訳				一般財源 (構成比)
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 衛生費	26,695,521 (15.4%)	20,938,599 (12.6%)	5,756,922 (27.5%)	4,356,473	856,251	8,640,000	4,546,667	8,296,130 (9.5%)
2. 教育費	20,466,005 (11.8%)	15,164,959 (9.1%)	5,301,046 (35.0%)	1,094,771	2,064,386	5,627,000	1,627,221	10,052,627 (11.5%)
3. 土木費	10,737,821 (6.2%)	17,008,392 (10.2%)	△6,270,571 (△36.9%)	247,031	1,059,086	1,277,000	1,215,727	6,938,977 (7.9%)
4. その他	115,942,726 (66.6%)	112,991,938 (68.1%)	2,950,788 (2.6%)	28,610,980	17,792,503	4,119,000	3,282,287	62,137,956 (71.1%)
歳出合計	173,842,073 (100.0%)	166,103,888 (100.0%)	7,738,185 (4.7%)	34,309,255	21,772,226	19,663,000	10,671,902	87,425,690 (100.0%)

○ 目的別予算のトピックス

- ・衛生費は、対前年度比57億6千万円、27.5%の増となりました。これは、循環型施設整備事業などの事業費が増額したことによるものです。
- ・教育費は、対前年度比53億円、35.0%の増となりました。これは、小・中学校体育館空調設備設置事業や町田第一中学校改築事業などの事業費が増額したことによるものです。
- ・土木費は、対前年度比62億7千万円、36.9%の減となりました。これは、野津田公園スポーツの森整備事業や準幹線道路新設改良事業などの事業費が減少したことによるものです。

2021年度 一般会計歳出予算性質別内訳表

(単位:千円・%)

区 分	2021年度		2020年度		比 較		
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	人件費	23,199,485	13.4	23,551,141	14.2	△ 351,656	△ 1.5
	職員給与費	22,372,140	12.9	22,499,256	13.6	△ 127,116	△ 0.6
	特別職給与費等	827,345	0.5	1,051,885	0.6	△ 224,540	△ 21.3
	扶助費	53,578,534	30.8	52,497,710	31.6	1,080,824	2.1
	公債費	10,678,019	6.1	7,745,028	4.7	2,932,991	37.9
	計	87,456,038	50.3	83,793,879	50.5	3,662,159	4.4
投資的経費		29,040,111	16.7	23,818,410	14.3	5,221,701	21.9
その他の経費	物件費	24,124,253	13.9	25,148,346	15.1	△ 1,024,093	△ 4.1
	維持補修費	814,700	0.5	951,549	0.6	△ 136,849	△ 14.4
	補助費等	12,062,193	6.9	12,760,614	7.7	△ 698,421	△ 5.5
	繰出金	19,517,237	11.2	18,672,570	11.2	844,667	4.5
	出資金・貸付金	101	0.0	1,801	0.0	△ 1,700	△ 94.4
	積立金	677,440	0.4	806,719	0.5	△ 129,279	△ 16.0
	予備費	150,000	0.1	150,000	0.1	0	0.0
	計	57,345,924	33.0	58,491,599	35.2	△ 1,145,675	△ 2.0
歳出合計		173,842,073	100.0	166,103,888	100.0	7,738,185	4.7

○ 性質別予算のトピックス

義務的経費

・ 人件費

事務事業の抜本的な見直しの一環として、時間外勤務手当などを削減したことなどにより対前年度比 3 億 5 千万円、1.5%の減となりました。

・ 扶助費

障がい者サービス給付事業や、認定こども園等施設型給付事業などの事業費が増加したことに伴い、対前年度比 10 億 8 千万円、2.1%の増となりました。

・ 公債費

2012 年度に市庁舎建設の際に借り入れた市債の借り換えを行うことなどに伴い、対前年度比 29 億 3 千万円、37.9%の増となりました。

投資的経費

循環型施設整備事業、スポーツをする場の整備事業などの事業費が増加したことに伴い、対前年度比 52 億 2 千万円、21.9%の増となりました。

その他経費

・ 物件費

税務系システム整備運用事業や、東京都知事選挙管理執行事務などの事業費が減少したことに伴い、10 億 2 千万円、4.1%の減となりました。

・ 繰出金

国民健康保険事業会計繰出金、介護保険事業会計繰出金が増加したことに伴い、対前年度比 8 億 4 千万円、4.5%の増となりました。

(4) 積立金（基金）・市債

①積立金（基金）の状況

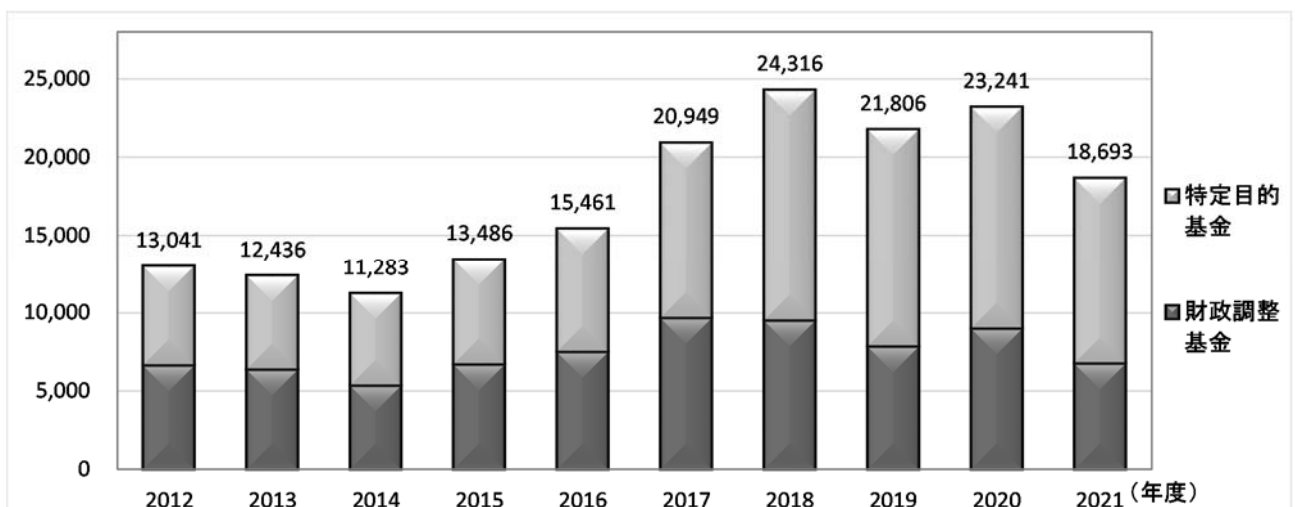
財政調整基金現在高は、2020年度末時点で90億1,605万円です。2021年度当初予算では22億2,432万円を取り崩し、現時点での2021年度末現在高見込額は67億9,179万円となります。

区 分	2019年度末 現在高	2020年度末 現在高見込額	2021年度中増減見込み		2021年度末 現在高見込額
			当該年度中 積立額	当該年度中 取崩・繰 込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
財政調整基金	7,876,144	9,016,052	58	2,224,316	6,791,794
公共施設整備基金	5,621,077	5,715,565	36,279	1,566,000	4,185,844
緑地保全基金	1,559,777	1,479,550	28	50,557	1,429,021
福祉基金	77,820	76,513	2	—	76,515
職員退職手当基金	1,296,789	1,580,089	—	—	1,580,089
介護保険給付費 準備基金	2,738,941	2,518,405	1	400,000	2,118,406
廃棄物減量再資源化等推 進整備基金	2,031,638	1,988,134	552,067	956,402	1,583,799
まちだ未来づくり基金	103,440	115,825	86,990	27,508	175,307
多摩都市モノレール基金	500,083	750,181	16	—	750,197
まち・ひと・しごと創生基金	100	200	2,000	—	2,200
合 計	21,805,809	23,240,514	677,441	5,224,783	18,693,172

※ 2019年度末現在高は、出納閉鎖時の（2020年5月31日現在）現在高です。

※ 2020年度末現在高は、3月補正後時点の現在高です。

■基金の年度末現在高の推移（単位：百万円）



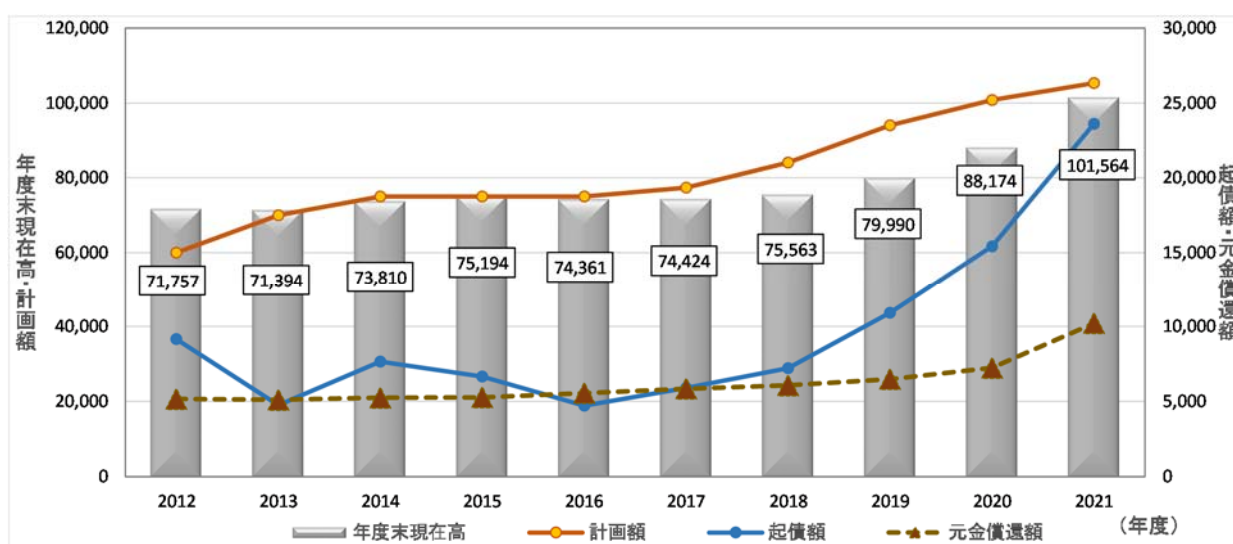
②市債の状況

一般会計の2021年度起債見込額は236億1,200万円となり、2021年度末の市債元金現在高見込額は1,015億6,352万円になります。

区 分	2019年度末 現在高	2020年度末 現在高見込額	2021年度中増減見込み		2021年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計	千円 79,989,964	千円 88,173,915	千円 23,612,000	千円 10,222,399	千円 101,563,516
下 水 道 事 業 会 計	45,532,077	44,317,050	2,522,200	2,973,942	43,865,308
病 院 事 業 会 計	10,565,862	10,565,862	1,903,400	765,655	11,703,607
合 計	136,087,903	143,056,827	28,037,600	13,961,996	157,132,431

※2020年度末現在高は、3月補正後時点の現在高です。

■市債（一般会計）の年度末現在高等の推移（単位：百万円）



<参考>

【地方消費税交付金（社会保障財源分）】

2014年4月および2019年10月の地方消費税率の引上げに伴う交付金の増分は、以下の社会保障施策に要する経費の財源としています。

(単位：億円)

	2021年度 予算額	うち一般財源	
		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	616.9	178.2	26.2
社会保険	167.4	146.5	21.5
保健衛生	32.7	28.4	4.2
合計	817.0	353.1	51.9

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各経費に要する一般財源の比率に応じて活用しています。

3 町田市5ヵ年計画17-21における財政見通し（一般財源ベース）

町田市5ヵ年計画17-21 財政見通しの2021年度（令和3年度）計画額と、予算額との比較及び計画の進捗状況は以下のとおりです。

		（単位：百万円）				
A		B	C	C-B	D	
2017～2021年度 までの計画事業費		2021年度 （令和3年度） 計画額	2021年度 （令和3年度） 予算額	比較	計画の進捗状況 （2021年度まで：予算ベース）	
					予算額合計	進捗率
歳入（一般財源）	450,206	91,392	92,056	664	457,361	101.6%
市税	337,591	66,454	63,620	▲2,834	337,068	99.8%
譲与税・交付金等	62,909	14,364	15,056	692	61,728	98.1%
基金繰入金	19,391	4,931	3,790	▲1,141	19,151	98.8%
その他	30,315	5,643	9,590	3,947	39,414	130.0%
歳出（一般財源）	457,924	93,228	92,056	▲1,172	457,361	99.9%
義務的経費	204,165	41,347	41,885	538	206,852	101.3%
人件費	102,034	20,421	20,024	▲397	100,929	98.9%
正規職員	88,312	17,661	16,830	▲831	86,287	97.7%
うち退職手当【定年退職者分】	5,088	984	1,101	117	5,439	106.9%
嘱託・臨時職員	13,722	2,760	3,194	434	14,642	106.7%
扶助費	69,291	14,345	14,557	212	70,689	102.0%
公債費	32,840	6,581	7,304	723	35,234	107.3%
その他の経費	253,759	51,881	50,171	▲1,710	250,509	98.7%
繰出金等	93,072	19,451	17,435	▲2,016	84,867	91.2%
事業費	160,687	32,430	32,736	306	165,642	103.1%
経常事業費	116,185	23,557	23,295	▲262	116,903	100.6%
政策的事業費	33,167	6,606	7,162	556	36,284	109.4%
1 将来を担う人が育つまちをつくる			1,568			
2 安心して生活できるまちをつくる			581			
3 賑わいのあるまちをつくる			743			
4 暮らしやすいまちをつくる			2,441			
5 行政経営改革プラン			280			
6 公共施設等維持保全事業			299			
7 その他政策的事業			1,250			
システム経費	11,335	2,267	2,279	12	12,455	109.9%
歳入－歳出 （＝▲収支不足額）	▲7,718	▲1,836	0		0	

＜歳入＞

◇歳入については、計画額よりも6億6千万円の増となりました。

市税において、個人市民税が17億3千万円減、固定資産税が10億4千万円の減となる一方、その他において、臨時財政対策債が24億円の増となりました。

＜歳出＞

◇歳出については、計画額よりも11億7千万円の減となりました。

政策的事業費が5億6千万円の増、公債費が据置期間等の見直しに伴う元金償還費の増などにより7億2千万円の増となりました。一方で、繰出金等において、国民健康保険事業会計繰出金について、被保険者数の減などによる9億5千万円の減に加え、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計がそれぞれ計画額を下回り、総額20億2千万円の減となりました。

4 2021年度予算において重点的に取り組む事業

町田市5ヵ年計画17-21に位置付けられた事業

将来 将来を担う人が育つまちをつくる **安心** 安心して生活できるまちをつくる
賑わい 賑わいのあるまちをつくる **暮らし** 暮らしやすいまちをつくる

新規 全部もしくは一部が新たに実施する事業 **拡充** 事業の内容を拡充し行う事業

市民の生活や市内の経済活動を支える事業

拡充	新型コロナウイルス感染症対策関連事業	9,312万円
	発熱相談センター運営、地域外来・検査センターでのPCR検査や入院患者の医療費支給など、新型コロナウイルス感染症対策関連事業を実施します。	
	循環型施設整備事業 暮らし	154億9,602万円
	循環型社会の構築に向け、町田市バイオエネルギーセンター（2022年1月稼働）及び資源ごみ処理施設の整備を進めます。	
	町田第一中学校改築事業 将来	34億8,061万円
	2021年6月の完成を目指し、新校舎の建設工事を行います。また、グラウンド及び外構整備工事を行います。	
	小・中学校体育館空調設備等設置事業	42億2,610万円
	小学校35校及び中学校2校の体育館空調設備設置工事を行います。併せて体育館照明のLED化や非常用発電設備の設置を行います。	
	学童保育クラブ改修事業 将来	5,864万円
	老朽化及び狭あい化する学童保育クラブの環境改善に必要な改修工事を行います。	
	自殺防止総合事業 安心	300万円
	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、自殺リスクの高まりが懸念されていることに対応できるように、自殺対策を実施していきます。	
	がん予防対策推進事業 安心	2億1,747万円
	がんの早期発見・早期治療・予防を目的に、4種類のがん検診等を実施します。	
	地域包括ケアシステムの深化・推進事業（介護保険事業会計）	1億2,473万円
	2021年4月から始まる「(仮称)町田市いきいき長寿プラン21-23」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。	
	都市計画道路築造事業 暮らし	8億315万円
	円滑に移動できる道路網を実現するため、道路網の基幹である都市計画道路の整備を進めます。	

尾根緑道改良事業

1億3,500万円

円滑な通行を確保し、安全性の向上を図るとともに、緑道としての魅力向上を目的として、尾根緑道を再整備します。

路線バス利用促進事業 暮らし

3,623万円

小型バスによる小山田桜台・多摩南部地域病院間運行事業を実施します。

公共施設等維持保全事業

12億8,379万円

施設の安全性の確保と財政負担の平準化を図るため、計画的に施設の長寿命化工事を行います。

公共施設等マネジメント事業

1,013万円

公共施設再編計画に基づき、計画的かつ効果的に取り組みを推進するため、「(仮称)町田駅周辺公共施設再編構想」を2022年3月に策定します。

(仮称)都市づくりのマスタープラン策定事業

3,018万円

町田市都市計画審議会からの最終答申後、パブリックコメント等を経て、新しいマスタープランを2022年3月に策定します。

環境マスタープラン策定事業

1,269万円

社会状況の変化に対応しながら地球温暖化対策や生物多様性の保全を推進していくため、「第3次町田市環境マスタープラン」を2022年2月に策定します。

アフターコロナを見据えたデジタル化等の新たな課題に対応すべき事業

拡充 教育の情報化推進事業 将来

8億1,332万円

学校のICT環境の充実を図り、ICTを活用した効果的な授業を実施するため、デジタルコンテンツの導入やICT授業支援員の拡充を行います。

新規 デジタル化推進事業

1億4,950万円

市民の利便性向上と市役所業務の生産性向上を目的に、電子申請の拡充や証明書発行手数料のキャッシュレス化等、行政のデジタル化を推進します。

まちの魅力向上につながる事業

子どもクラブ整備事業 暮らし

2億3,879万円

2022年3月の開館に向けて、小山田中学校区子どもクラブの建設工事を行います。

えいごのまちだ事業 将来

1億6,675万円

「町田ならではの英語教育」を強力に推進し、町田の未来を支える人材を育成すると同時に、「英語教育で選ばれるまちだ」を実現します。

新規 中学校給食センター整備事業

2,177万円

中学生全員に安全・安心で、栄養バランスが整えられた「温かい給食」の提供を早期に実現するため、「(仮称)町田市中学校給食センター整備基本計画」を策定します。

- シティプロモーション推進事業** 賑わい **5,002 万円**
市民が愛着を持ち、市外からも人々を惹きつけるまちであり続けるために、引き続きシティプロモーションを推進し、まちだの魅力を市内外に発信します。
- 芹ヶ谷公園芸術の杜・(仮称) 国際工芸美術館整備事業** 賑わい **1 億 1,152 万円**
「町田の文化と自然に出会えるパークミュージアム」を実現するために、芹ヶ谷公園”芸術の杜”と、(仮称) 国際工芸美術館の一体的な整備を進めます。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会推進事業** 賑わい **1 億 4,364 万円**
東京 2020 大会開催にあたり、海外代表チームのキャンプ受入れや、自転車ロードレース、聖火リレー、関連イベント等を開催し、まちを盛り上げます。
- 町田市文化プログラム推進事業** **1,065 万円**
東京 2020 大会を契機に「いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむまち」を目指し、国際版画美術館で浮世絵風景画展を開催します。
- 多摩都市モノレール延伸事業** 暮らし **9,499 万円**
町田駅周辺エリアのあり方等の検討を行います。また、東京都と協働で都市計画道路 3・4・11 号線の予備設計や調査測量を行います。
- 小田急多摩線延伸促進事業** 暮らし **650 万円**
小田急多摩線の延伸事業実施に向けた必要な調査を相模原市と共同で実施します。
- 鶴川駅周辺街づくり事業** 賑わい **6 億 2,115 万円**
「鶴川駅周辺整備基本方針」に基づき、北口交通広場の整備工事や南北自由通路の実施設計を行い、鶴川駅南土地区画整理事業では、換地設計を進めます。
- 相原駅周辺街づくり事業** 暮らし **3 億 7,190 万円**
相原駅周辺のまちづくりの推進のため、駅前広場整備の検討を進めるとともに、相原駅東口周辺道路の整備を進めます。
- 南町田拠点創出まちづくりプロジェクト事業** 賑わい **2,050 万円**
南町田グランベリーパークの魅力的な運営に官民連携で取り組むとともに、第二期整備に向け複合利用ゾーン等の計画検討を進めます。
- (仮称) 玉川学園前駅デッキ整備事業** 安心 **2 億 7,783 万円**
2021 年 9 月の使用開始に向けて、玉川学園前駅デッキの整備を行います。
- 野津田公園スポーツの森整備事業** 賑わい **2 億 9,344 万円**
2022 年 4 月の使用開始に向けて、多目的グラウンド及びクラブハウス等の整備工事を行います。

中心市街地整備事業 賑わい **350万円**

「個性と魅力あふれる商店街づくりプロジェクト」の実現のため、原町田中央通りデザインガイドラインを策定し、運用体制を整えます。

中心市街地活性化推進事業 賑わい **1,838万円**

株式会社町田まちづくり公社と共に、原町田大通りの利活用に向けた社会実験を行い、人の流れや活動の変化、周辺への波及効果などを検証します。

香山緑地整備事業 賑わい **1億8,866万円**

鶴川地域の観光拠点の一つとするため、2020年度に引き続き、香山緑地の基盤整備工事を行います。

温浴施設整備事業 安心 **7億108万円**

新たな熱回収施設で発生する熱エネルギーを有効活用し、幅広い世代の健康増進と交流を図るため、2022年4月の開館に向けて、温浴施設を整備します。

忠生スポーツ公園整備事業 **1,800万円**

最終処分場等の上部を忠生スポーツ公園として活用するため、土砂受け入れに必要な盛土・排水設計委託や搬入路の舗装工事を行います。

スポーツをする場の環境整備事業 賑わい **4億6,743万円**

市民誰もがスポーツに親しめる環境を創出するため、2022年4月の供用開始に向けて、成瀬鞍掛スポーツ施設の整備工事を行います。

無電柱化推進事業 賑わい **4,105万円**

良好な景観の創出、安全で快適な通行空間の確保、防災機能の強化を図るため、原町田中央通り、町田623号線の無電柱化を進めます。

新規 **里山環境整備事業** 賑わい **1,696万円**

「(仮称)町田市里山環境活用保全実行計画」を策定します。また、相原町地内の山林及び里山環境の再生・保全を図ります。

拡充 **新商品・新サービス開発支援事業** **1,285万円**

補助対象者及び対象経費等の補助内容を拡充し、市内事業者の競争力の強化と付加価値の向上を図ります。

考古・歴史・民俗資料活用事業 **1,125万円**

インターネット上で考古・歴史・民俗資料を閲覧できるシステム「町田デジタルミュージアム」を、2022年4月の全面公開に向けて構築します。

(参考資料) 予算の構成表及び内訳表

◇ 会計別

2021年度 会計別予算構成表

(単位:千円・%)

区 分	2021年度		2020年度		比 較		
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
一 般 会 計	173,842,073	57.9	166,103,888	57.7	7,738,185	4.7	
特 別 会 計	国民健康保険 事業会計	41,130,520	13.7	40,236,641	14.0	893,879	2.2
	介護保険事業会計	36,668,689	12.2	35,427,828	12.3	1,240,861	3.5
	後期高齢者医療 事業会計	12,004,508	4.0	11,846,530	4.1	157,978	1.3
	鶴川駅南土地地区画 整理事業会計	105,021	0.0	69,166	0.0	35,855	51.8
	下水道事業会計	18,700,519	6.2	17,841,273	6.2	859,246	4.8
	収 益 的	12,738,032	4.2	12,411,090	4.3	326,942	2.6
	資 本 的	5,962,487	2.0	5,430,183	1.9	532,304	9.8
	病院事業会計	17,863,071	6.0	16,173,983	5.7	1,689,088	10.4
	収 益 的	14,945,945	5.0	14,947,367	5.2	△ 1,422	0.0
	資 本 的	2,917,126	1.0	1,226,616	0.5	1,690,510	137.8
	小 計	126,472,328	42.1	121,595,421	42.3	4,876,907	4.0
	合 計	300,314,401	100.0	287,699,309	100.0	12,615,092	4.4

◇ 歳入

2021年度 一般会計歳入予算内訳表

(単位:千円・%)

款	2021年度		2020年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1. 市 税	63,619,570	36.6	68,830,713	41.5	△ 5,211,143	△ 7.6
2. 地 方 譲 与 税	700,001	0.4	777,001	0.5	△ 77,000	△ 9.9
3. 利 子 割 交 付 金	92,000	0.1	99,000	0.1	△ 7,000	△ 7.1
4. 配 当 割 交 付 金	470,000	0.3	511,000	0.3	△ 41,000	△ 8.0
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	511,000	0.3	283,000	0.2	228,000	80.6
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	506,000	0.3	203,000	0.1	303,000	149.3
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,615,000	5.0	8,680,000	5.2	△ 65,000	△ 0.7
8. ゴルフ場利用税交付金	34,000	0.0	38,000	0.0	△ 4,000	△ 10.5
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	167,000	0.1	187,000	0.1	△ 20,000	△ 10.7
10. 地 方 特 例 交 付 金	2,184,000	1.2	409,000	0.2	1,775,000	434.0
11. 地 方 交 付 税	1,729,000	1.0	1,149,000	0.7	580,000	50.5
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	48,000	0.0	47,000	0.0	1,000	2.1
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	715,005	0.4	723,616	0.4	△ 8,611	△ 1.2
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,488,724	2.0	3,432,882	2.1	55,842	1.6
15. 国 庫 支 出 金	34,144,045	19.6	32,931,479	19.8	1,212,566	3.7
16. 都 支 出 金	23,731,626	13.6	22,505,449	13.5	1,226,177	5.4
17. 財 産 収 入	1,746,460	1.0	1,778,696	1.1	△ 32,236	△ 1.8
18. 寄 附 金	111,725	0.1	112,841	0.1	△ 1,116	△ 1.0
19. 繰 入 金	4,824,786	2.8	4,030,574	2.4	794,212	19.7
20. 繰 越 金	1,000,000	0.6	1,000,000	0.6	0	0.0
21. 諸 収 入	1,792,131	1.0	2,424,637	1.5	△ 632,506	△ 26.1
22. 市 債	23,612,000	13.6	15,950,000	9.6	7,662,000	48.0
歳 入 合 計	173,842,073	100.0	166,103,888	100.0	7,738,185	4.7

◇ 歳出（目的別）

2021年度 一般会計歳出予算目的別内訳表

（単位：千円・％）

款	2021年度 予算額 (構成比)	2020年度 予算額 (構成比)	増減額 (増減率)	2021年度予算額の財源内訳				一般財源 (構成比)
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	664,786 (0.4%)	668,275 (0.5%)	△3,489 (△0.5%)	263	131	—	—	664,392 (0.8%)
2. 総務費	16,361,210 (9.4%)	17,419,628 (10.5%)	△1,058,418 (△6.1%)	375,616	1,346,127	492,000	739,493	13,407,974 (15.3%)
3. 民生費	81,949,332 (47.1%)	80,570,769 (48.5%)	1,378,563 (1.7%)	28,061,101	16,157,501	79,000	2,205,543	35,446,187 (40.4%)
4. 衛生費	26,695,521 (15.4%)	20,938,599 (12.6%)	5,756,922 (27.5%)	4,356,473	856,251	8,640,000	4,144,541	8,698,256 (9.9%)
5. 労働費	39,427 (0.0%)	40,829 (0.0%)	△1,402 (△3.4%)	—	—	—	—	39,427 (0.0%)
6. 農林費	357,394 (0.2%)	411,604 (0.2%)	△54,210 (△13.2%)	—	68,662	—	4,439	284,293 (0.3%)
7. 商工費	847,145 (0.5%)	945,973 (0.6%)	△98,828 (△10.4%)	—	46,082	—	158,812	642,251 (0.7%)
8. 土木費	10,737,821 (6.2%)	17,008,392 (10.2%)	△6,270,571 (△36.9%)	247,031	1,059,086	1,277,000	1,215,727	6,938,977 (7.9%)
9. 消防費	4,895,406 (2.8%)	5,039,825 (3.0%)	△144,419 (△2.9%)	174,000	174,000	174,000	174,000	4,199,406 (4.8%)
10 教育費	20,466,005 (11.8%)	15,164,959 (9.1%)	5,301,046 (35.0%)	1,094,771	2,064,386	5,627,000	1,627,221	10,052,627 (11.4%)
11 災害 復旧費	6 (0.0%)	6 (0.0%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	6 (0.0%)
12 公債費	10,678,020 (6.1%)	7,745,029 (4.7%)	2,932,991 (37.9%)	—	—	3,374,000	—	7,304,020 (8.3%)
13 予備費	150,000 (0.1%)	150,000 (0.1%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	150,000 (0.2%)
歳出合計	173,842,073 (100.0%)	166,103,888 (100.0%)	7,738,185 (4.7%)	34,309,255	21,772,226	19,663,000	10,269,776	87,827,816 (100.0%)

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第8号議案 町田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 押印の見直し(はんこレス)の取組として、職員のサービスの宣誓に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宣誓書の押印を廃止します。 ○ 宣誓書を縦書きから横書きに改めます。 ○ 2021年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員法第31条(サービスの宣誓) <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年7月7日、総務省から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知が発出され、町田市では押印の見直し(はんこレス)を進めています。 ○ 町田市に採用された職員は、職務に従事するに当たり、地方公務員法に基づき、サービスの宣誓を行っています。 ○ サービスの宣誓については、押印を求める実質的な必要性がないため、宣誓書の押印を廃止します。 			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 職員課長 横山</p>	<p>電話</p>	<p>724-2761</p>

議案概要

議案名	第9号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

職員の育児と仕事の両立支援を目的として、子育て部分休暇を新設するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 子育て部分休暇に関する規定について、以下の3本の条例を整備します。

- ・町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- ・町田市一般職の職員の給与に関する条例
- ・町田市職員の育児休業等に関する条例

<子育て部分休暇の概要>

取得対象者	小学1年生の子を養育している職員
取得可能時間・単位	勤務時間の始め又は終わりに、30分を単位として1日2時間以内
給与	無給

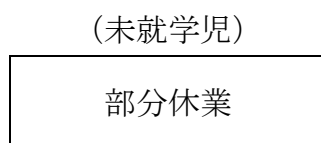
○ 2021年4月1日から施行します。

【経緯】

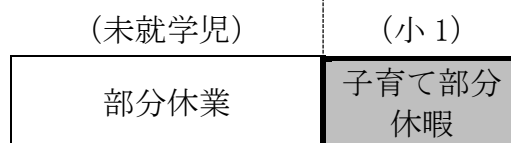
- 子どもが小学校に入学すると、親は保育園に預けていた時よりも、出勤時間を遅らせたり、帰宅時間を早めなければならないといった、いわゆる「小1の壁」があり、育児と仕事の両立が難しいものとなっています。
- 子育て部分休暇を新設することによって、子の小学校入学により部分休業[※]を取得できなくなったあとも、引き続き小学1年生まで、部分休業[※]と同様の休暇を取得できるようになります。

※ 部分休業は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づく制度で、小学校就学前までの子の養育のため、1日2時間を超えない範囲で、勤務時間の始め又は終わりを短縮できる制度です。

<改正前>



<改正後>



問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2761
------	-------------	----	----------

議案概要

議案名	第10号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
-----	---

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 本条例は、指定居宅介護支援事業者が事業を運営するための基準を定めています。
- 主な改正内容は、以下のとおりです。
 - ・感染症対策、ハラスメント対策及び災害時等の業務継続に向けた取組の強化に関する規定を加えます。
 - ・高齢者虐待防止の推進に関する規定を加えます。
 - ・ケアマネジメントの公正中立性の確保のため、利用者への説明に関する規定を加えます。
 - ・生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証に関する規定*を加えます。
- 2021年4月1日から施行します。ただし、※の規定は、2021年10月1日から施行します。

【関係法令】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

[本条例の対象範囲]

	対象者認定区分	
	要介護1～5	要支援1、2
ケアプランの作成	<本条例の対象> 指定居宅介護支援	指定介護予防支援
介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	指定地域密着型サービス	指定地域密着型介護予防サービス

問合せ先	いきいき生活部 いきいき総務課長 佐藤	電話	724-3291
------	---------------------	----	----------

議案概要

議案名	第11号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
-----	---

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 本条例は、指定介護予防支援事業者が事業を運営するための基準を定めています。
- 主な改正内容は、以下のとおりです。
 - ・ 感染症対策、ハラスメント対策及び災害時等の業務継続に向けた取組の強化に関する規定を加えます。
 - ・ 高齢者虐待防止の推進に関する規定を加えます。
- 2021年4月1日から施行します。

【関係法令】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

[本条例の対象範囲]

	対象者認定区分	
	要介護1～5	要支援1、2
ケアプランの作成	指定居宅介護支援	＜本条例の対象＞ 指定介護予防支援
介護サービス（デイサービスやグループホームなど）の提供	指定地域密着型サービス	指定地域密着型介護予防サービス

問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課地域支援担当課長 江成	電話	724-2140
------	------------------------------	----	----------

議案概要

議案名	第12号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例													
<p>【議案提出の目的】 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 本条例は、指定地域密着型サービス事業者が事業を運営するための基準を定めています。</p> <p>○ 主な改正内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策、ハラスメント対策及び災害時等の業務継続に向けた取組の強化に関する規定を加えます。 ・高齢者虐待防止の推進に関する規定を加えます。 ・夜間対応型訪問介護において、利用者からの通報を受けるオペレーターの基準が緩和され、他の併設施設等の職員との兼務が認められます。 ・認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の配置を「ユニット^{※1}ごとに1名以上」から「事業所ごとに1名以上」に緩和します。 <p style="margin-left: 40px;">※1 ユニットとは、少人数(9名以下)に区分けされたひとつの生活単位をいいます。</p> <p>○ 2021年4月1日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)</p> <p>[本条例の対象範囲]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象者認定区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">要介護1～5</th> <th style="text-align: center;">要支援1、2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ケアプランの作成</td> <td style="text-align: center;">指定居宅介護支援</td> <td style="text-align: center;">指定介護予防支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供</td> <td style="text-align: center; background-color: #cccccc;"> <本条例の対象> 指定地域密着型サービス^{※2} </td> <td style="text-align: center;">指定地域密着型介護予防サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、原則「要介護3以上」が対象者です。</p>					対象者認定区分		要介護1～5	要支援1、2	ケアプランの作成	指定居宅介護支援	指定介護予防支援	介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	<本条例の対象> 指定地域密着型サービス ^{※2}	指定地域密着型介護予防サービス
	対象者認定区分													
	要介護1～5	要支援1、2												
ケアプランの作成	指定居宅介護支援	指定介護予防支援												
介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	<本条例の対象> 指定地域密着型サービス ^{※2}	指定地域密着型介護予防サービス												
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長 佐藤	電話 724-3291											

議案概要

議案名	第13号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 本条例は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が事業を運営するための基準を定めています。

○ 主な改正内容は、以下のとおりです。

- ・ 感染症対策、ハラスメント対策及び災害時等の業務継続に向けた取組の強化に関する規定を加えます。
- ・ 高齢者虐待防止の推進に関する規定を加えます。
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の配置を「ユニット^{※1}ごとに1名以上」から「事業所ごとに1名以上」に緩和します。

※1 ユニットとは、少人数(9名以下)に区分けされたひとつの生活単位をいいます。

○ 2021年4月1日から施行します。

【関係法令】

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

[本条例の対象範囲]

	対象者認定区分	
	要介護1～5	要支援1、2
ケアプランの作成	指定居宅介護支援	指定介護予防支援
介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	指定地域密着型サービス	<本条例の対象> 指定地域密着型介護予防サービス ^{※2}

※2 介護予防認知症対応型共同生活介護は、「要支援2」のみが対象者です。

問合せ先	いきいき生活部 いきいき総務課長 佐藤	電話	724-3291
------	---------------------	----	----------

議案概要

議案名	第14号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例
------------	-----------------------------------

【議案提出の目的】

第8期町田市介護保険事業計画に基づき、2021年度から2023年度までの第1号被保険者の介護保険料を改定するため、及び所得税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会からの答申を受けて、介護保険料の月額基準額を5,750円とし、所得段階ごとの介護保険料を改定します。

課税状況		要件	所得区分	保険料率	第7期事業計画		第8期事業計画				
					年額	月額	年額	月額			
世帯	本人	生活保護受給者等※1		第1段階	0.30 (0.50)※2	19,600円	(32,700円)※2	20,700円	(34,500円)※2		
		非課税	非課税			老齢福祉年金受給者	第1段階	0.30 (0.50)※2	1,635円	(2,725円)※2	1,725円
合計所得金額 + 課税年金所得額 (特別控除後)	80万円以下			第2段階	0.375 (0.625)※2	24,500円			(40,800円)※2	25,800円	(43,100円)※2
	80万円超 120万円以下					第3段階			0.70 (0.75)※2	2,044円	(3,406円)※2
120万円超	第4段階		0.775	45,700円	(49,000円)※2		48,300円	(51,700円)※2			
課税				課税	合計所得金額 (特別控除後)	80万円以下	第4段階	0.775	50,600円		53,400円
	80万円超		第5段階 (基準額)			1.00			4,224円		4,456円
	125万円未満						第6段階	1.075	65,400円		69,000円
			125万円以上 190万円未満			第7段階			1.225	5,450円	
	190万円以上 300万円未満		第8段階				1.40	70,300円			74,100円
						300万円以上 500万円未満		第9段階	1.60	5,859円	
	500万円以上 700万円未満		第10段階			1.80	80,100円				84,500円
							700万円以上 900万円未満	第11段階	2.00	6,676円	
	900万円以上 1,100万円未満		第12段階			2.20	91,500円				96,600円
							1,100万円以上 1,300万円未満	第13段階	2.40	7,630円	
	1,300万円以上 1,500万円未満		第14段階			2.60	104,600円				110,400円
		1,500万円以上					第15段階	2.80	8,720円		9,200円
			117,700円		124,200円						
			9,810円		10,350円						
			130,800円		138,000円						
			10,900円		11,500円						
			143,800円		151,800円						
			11,990円		12,650円						
			156,900円		165,600円						
			13,080円		13,800円						
			170,000円		179,400円						
			14,170円		14,950円						
			183,100円		193,200円						
			15,260円		16,100円						

※1 生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者です。

※2 () 内は、消費税を財源とした公費による保険料軽減前の保険料率及び保険料額です。

○ 所得税法等の改正に伴い、介護保険料率の算定に係る合計所得金額の特例を定めます。

○ 2021年4月1日から施行します。


【関係法令】

○ 介護保険法第129条(保険料)

○ 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)

問合せ先	いきいき生活部 介護保険課長 古味	電話	724-4364
-------------	-------------------	-----------	----------

議案概要

議案名		第15号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例			
【議案提出の目的】					
国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第5期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、及び地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。					
【議案の内容】					
○ 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改定します。					
<改定前>					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
5.44%	31,400円	1.84%	10,600円	1.63%	12,500円
					
<改定後>					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
5.65%	32,700円	1.93%	11,100円	1.76%	13,400円
+0.21pt	+1,300円	+0.09pt	+500円	+0.13pt	+900円
[モデルケースにおける年税額]					
・3人世帯の場合					
(夫43歳→前年中の所得*200万円、妻41歳→所得なし、子ども→所得なし)					
<改定前>299,700円 → <改定後>314,000円 (増額14,300円)					
※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。					
○ 地方税法等の改正により、基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の金額が見直されたことに伴い、国民健康保険税の軽減について、地方税法等の改正に対応するよう軽減の対象となる所得額基準を改めます。					
○ 2021年4月1日から施行します。					
【関係法令】					
○ 地方税法第703条の4(国民健康保険税)					
○ 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)					
○ 地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)					
問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 田中			電話	724-4027

議案概要

議案名	第16号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 食品衛生法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ [食品衛生法関係の改正]</p> <ul style="list-style-type: none">・食品衛生法等の改正による新制度の営業許可業種に合わせて、関係する手数料の名称、金額を設定します。・東京都の食品製造業等取締条例の廃止に伴い、当該条例に基づく許可業種等を削ります。・2021年6月1日から施行します。 <p>○ [医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係の改正]</p> <ul style="list-style-type: none">・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の条項番号に合わせて、条例で引用している条項番号を改めます。・2021年8月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 食品衛生法等の改正（2021年6月1日施行）により、営業許可業種が整理され、あわせて営業届出業種が創設されました。○ 法改正に伴い、これまで東京都が実施していた独自の許可・届出制度は廃止されます。（食品製造業等取締条例の廃止）○ 新制度の手数料については、東京都が定める手数料と同額とします。			
問合せ先	保健所 保健総務課長 樋口	電話	724-4241

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 17 号議案 町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例</p>																		
<p>【議案提出の目的】 東京都の道路占用料の改定にあわせて、町田市の道路占用料を東京都の占用料と同額にするため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 道路占用料の額を改めます。</p> <p>[例] (2021年3月31日まで) (2021年4月1日から)</p> <table border="1" data-bbox="177 631 1453 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 631 683 689">占用物件</th> <th data-bbox="683 631 863 689">単位</th> <th data-bbox="863 631 1222 689">改正前</th> <th data-bbox="1222 631 1453 689">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 689 683 775">第 1 種電柱</td> <td data-bbox="683 689 863 775">1 本につき 1 年</td> <td data-bbox="863 689 1222 775">1,480 円</td> <td data-bbox="1222 689 1453 775">1,490 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 775 683 860">路上に設ける変圧器</td> <td data-bbox="683 775 863 860">1 個につき 1 年</td> <td data-bbox="863 775 1222 860">1,290 円</td> <td data-bbox="1222 775 1453 860">1,300 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 860 683 943">変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所</td> <td data-bbox="683 860 863 943">1 個につき 1 年</td> <td data-bbox="863 860 1222 943">2,580 円</td> <td data-bbox="1222 860 1453 943">2,610 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 2021 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p>【関係法令】 ○ 道路法第 39 条（占用料の徴収）</p>				占用物件	単位	改正前	改正後	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,480 円	1,490 円	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,290 円	1,300 円	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2,580 円	2,610 円
占用物件	単位	改正前	改正後																
第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,480 円	1,490 円																
路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,290 円	1,300 円																
変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2,580 円	2,610 円																
<p>問合せ先</p>	<p>道路部道路管理課 許認可・用地管理担当課長 山下</p>		<p>電話 724-1149</p>																

議案概要

議案名	第18号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

東京都の特定公共物の占用料の改定にあわせて、町田市の特定公共物の占用料を東京都の占用料と同額にするため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 特定公共物の占用料の額を改めます。

[例]

<別表第1>

(2021年
3月31日まで)

(2021年
4月1日から)

種別	占用の内容	改正前	改正後
第1種	1 橋りょう(添架物を含む。)の設置を目的とするもの(第2種の項第3号に掲げるものを除く。)	1,075円	1,125円
	2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの		
第2種	1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの	753円	787円
	2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの		
	3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		

(単位は1平方メートルにつき1年)

[例]

<別表第2>

(2021年3月31日まで)

(2021年4月1日から)

占用物件	単位	改正前	改正後
第1種電柱	1本につき 1年	1,480円	1,490円
路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,290円	1,300円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	2,580円	2,610円

- 2021年4月1日から施行します。

【関係法令】

- 地方自治法第228条(分担金等に関する規制及び罰則)

問合せ先	道路部道路管理課 許認可・用地管理担当課長 山下	電話	724-1149
------	-----------------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第19号議案 町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例を廃止します。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地区画整理法第53条第1項（施行規程） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例は、1990年に町田市が「町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業」を行うに当たり、換地の基準や清算金等の必要な事項を定めることを目的として制定しました。 ○ 当該土地区画整理事業は、町田市が1992年に事業認可を取得し、2007年に換地処分を行いました。 ○ 2020年度に清算金に関する手続が完了しました。 			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 地区街づくり課長 荒木</p>	<p>電話</p>	<p>724-4266</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第20号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 「町田都市計画相原駅東口地区地区計画」の都市計画決定に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ [相原駅東口地区] 2021年1月の「町田都市計画相原駅東口地区地区計画」の都市計画決定に伴い、当該地区における「建築することができる建築物」、「建築物の敷地面積の最低限度」及び「建築物の高さの最高限度」を定めます。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 建築基準法第68条の2第1項（市町村の条例に基づく制限） ○ 建築基準法施行令第136条の2の5（地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> 			
<p>問い合わせ先</p>	<p>都市づくり部 建築開発審査課長 原田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4413</p>

議案概要

議案名	第 2 1 号議案 町田市立図書館条例		
<p>【議案提出の目的】 図書館に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の規定を整備するため、町田市立図書館設置条例の全部を改正するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 指定管理者による管理等に関する規定を整備します。○ 図書館の休館日、開館時間等に関する規定を整備します。○ 2021年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 図書館法第10条(設置)○ 地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止) <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2020年2月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、2022年度から鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入することが計画されています。○ 令和2年(2020年)第1回定例会に「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプランの見直しを求める請願」が提出され、同年第3回定例会において、不採択されています。○ 町田市教育委員会の所管施設としては、初めて指定管理者制度を導入する施設となります。			
問合せ先	生涯学習部 図書館長 中嶋	電話	728-8220

議案概要

議案名		第 2 2 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例																					
<p>【議案提出の目的】 保険診療によらない診療料のうち、妊娠及び出産に係る入院診療料の診療単価を新設するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 保険診療によらない診療料のうち、妊娠及び出産に係る入院診療料の診療単価については、1 点単価 12 円と定めます。</p> <p>[保険診療によらない診療料の診療単価*] (2021 年 3 月 31 日まで) (2021 年 4 月 1 日から)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 25%;"><改正前> 診療単価*</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">➡</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 25%;"><改正後> 診療単価*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通事故による診療料</td> <td style="text-align: center;">20 円</td> <td></td> <td>交通事故による診療料</td> <td style="text-align: center;">20 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の診療料</td> <td style="text-align: center;">15 円</td> <td></td> <td>妊娠及び出産に係る入院診療料</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid black;">12 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>上記以外の診療料</td> <td style="text-align: center;">15 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※診療単価とは、診療報酬の算定方法に定める点数に乗じる額（1 点あたりの単価）をいいます。</p> <p>○ 2021 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p>【改正により何がかわるか】</p> <p>○ 町田市民病院において、妊娠及び出産のために入院をされる方にとって、出産に係る費用負担が軽減されることから、より出産しやすい環境が整えられます。</p> <p>○ 今回の改正により、標準的な入院助産費用は、約 63 万円から約 53 万円になると見込んでいます。</p>				区分	<改正前> 診療単価*	➡	区分	<改正後> 診療単価*	交通事故による診療料	20 円		交通事故による診療料	20 円	上記以外の診療料	15 円		妊娠及び出産に係る入院診療料	12 円				上記以外の診療料	15 円
区分	<改正前> 診療単価*	➡	区分	<改正後> 診療単価*																			
交通事故による診療料	20 円		交通事故による診療料	20 円																			
上記以外の診療料	15 円		妊娠及び出産に係る入院診療料	12 円																			
			上記以外の診療料	15 円																			
問合せ先	市民病院 医事課長 西澤	電話	88-7136																				

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 2 3 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為や土地区画整理事業により築造された道路、私道移管事業や道路位置指定の協議により移管された道路、築造予定の都市計画道路及び道路管理平面図が新たに作成された道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 925 号線その他の合計 23 路線 総延長 2071.74mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 2 4 号議案 八王子市による路線認定の承諾について</p>		
<p>【議案提出の目的】 八王子市と町田市との行政境界に跨る道路について、八王子市が路線認定を行うにあたり、道路区域の一部が町田市域内に及ぶため、八王子市長から承諾を求められているものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 八王子市道 由井 1289 号線 町田市域面積 1574.19 m²に対して、八王子市が路線認定することについて承諾します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 3 項及び第 4 項 (市域をこえる路線の認定)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 山下</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名		第 2 5 号議案 包括外部監査契約の締結について												
<p>【議案提出の目的】 2021 年度の包括外部監査契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市では、2007 年 4 月から市政のチェック機能の強化や業務の適正化を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市長との契約に基づき、町田市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行うために契約をするものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 252 条の 36 第 2 項</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 ○ 契約金額 9,500,000 円を上限とする額 ○ 契約相手方 住所 東京都三鷹市下連雀三丁目 38 番 4 号三鷹産業プラザ 303 号室 氏名 青山 伸一 資格 公認会計士 ○ 契約期間 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>包括外部監査人</th> <th>テーマ</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020 年度</td> <td rowspan="2">青山 伸一</td> <td>外郭団体に係る財務事務の執行等について</td> <td>10,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>2019 年度</td> <td>保健所に関する財務事務の執行について</td> <td>11,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額	2020 年度	青山 伸一	外郭団体に係る財務事務の執行等について	10,500,000 円	2019 年度	保健所に関する財務事務の執行について	11,000,000 円
年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額											
2020 年度	青山 伸一	外郭団体に係る財務事務の執行等について	10,500,000 円											
2019 年度		保健所に関する財務事務の執行について	11,000,000 円											
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 押切	電話	724-2503											

議案概要

議案名	第26号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2021年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民または町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上など多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人66名、団体9組、合計75件です。

<該当者内訳>

	個人	団体	計
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	7	/	7
民生委員・児童委員・社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	11	/	11
手話通訳者として地域福祉活動に尽力	1	/	1
赤十字奉仕団役員として献血奉仕活動に尽力	1	/	1
登録要約筆記者として地域福祉活動に尽力	2	/	2
消防団員として災害防止活動に尽力	10	/	10
自主防災組織として地域の防災活動に尽力	/	2	2
地域自治の振興に尽力	2	/	2
児童福祉の振興に尽力	2	2	4
幼稚園教育の振興に尽力	1	/	1
体育の振興に尽力	14	4	18
文化芸術の振興に尽力	1	/	1
保護司として住民の福祉向上に尽力	3	/	3
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	1	/	1
行政相談員として行政サービスの向上に尽力	1	/	1
市の公益のために寄附	9	1	10
計	66	9	75

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第3条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 塩澤	電話	724-2100
------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第 2 7 号議案 指定金融機関の指定について		
<p>【議案提出の目的】 2021 年 7 月 1 日から新たに市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 指定金融機関<ul style="list-style-type: none">・株式会社 横浜銀行○ 指定期間<ul style="list-style-type: none">・2021 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで※ 現在の指定金融機関である株式会社きらぼし銀行との契約は 2021 年 6 月 30 日をもって満了となります。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法第 235 条第 2 項（金融機関の指定）○ 地方自治法施行令第 168 条第 2 項（指定金融機関等） <p>【過去の実績】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2003 年 7 月から次の 2 行により 2 年ごとに輪番<ul style="list-style-type: none">・きらぼし銀行（旧 八千代銀行）・横浜銀行			
問合せ先	会計課長 高野	電話	724-2196

議案概要

議案名	第28号議案 権利の放棄について																													
<p>【議案提出の目的】 市が有する未収債権のうち、債務者の破産又は死亡により、請求権を行使できない又は請求権行使に実効性がない債権について、権利の放棄をするものです。</p>																														
<p>【議案の内容】 ○ 次の未収債権について、権利の放棄をするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、当該債権の請求権を行使できないもの 																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">債権名</th> <th style="width: 20%;">債権数</th> <th style="width: 30%;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>17 件</td> <td>19,561,239 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費徴収金</td> <td>2 件</td> <td>10,562,467 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td>10 件</td> <td>1,138,346 円</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当返還金</td> <td>2 件</td> <td>1,111,720 円</td> </tr> <tr> <td>児童育成手当返還金</td> <td>2 件</td> <td>1,219,500 円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険療養給付費返還金</td> <td>1 件</td> <td>561,618 円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険出産育児一時金返還金</td> <td>1 件</td> <td>420,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td>35 件</td> <td>34,574,890 円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	17 件	19,561,239 円	生活保護費徴収金	2 件	10,562,467 円	生活保護費戻入金	10 件	1,138,346 円	児童扶養手当返還金	2 件	1,111,720 円	児童育成手当返還金	2 件	1,219,500 円	国民健康保険療養給付費返還金	1 件	561,618 円	国民健康保険出産育児一時金返還金	1 件	420,000 円	合計	35 件	34,574,890 円
債権名	債権数	債権額																												
生活保護費返還金	17 件	19,561,239 円																												
生活保護費徴収金	2 件	10,562,467 円																												
生活保護費戻入金	10 件	1,138,346 円																												
児童扶養手当返還金	2 件	1,111,720 円																												
児童育成手当返還金	2 件	1,219,500 円																												
国民健康保険療養給付費返還金	1 件	561,618 円																												
国民健康保険出産育児一時金返還金	1 件	420,000 円																												
合計	35 件	34,574,890 円																												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者が死亡し、法定相続人が存在しない、又は、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い受理されたこと等から、当該債権の請求権行使に実効性がないもの 																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">債権名</th> <th style="width: 20%;">債権数</th> <th style="width: 30%;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>4 件</td> <td>12,025,693 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費徴収金</td> <td>1 件</td> <td>1,688,038 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td>5 件</td> <td>989,552 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td>10 件</td> <td>14,703,283 円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	4 件	12,025,693 円	生活保護費徴収金	1 件	1,688,038 円	生活保護費戻入金	5 件	989,552 円	合計	10 件	14,703,283 円												
債権名	債権数	債権額																												
生活保護費返還金	4 件	12,025,693 円																												
生活保護費徴収金	1 件	1,688,038 円																												
生活保護費戻入金	5 件	989,552 円																												
合計	10 件	14,703,283 円																												
<p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第10号（権利の放棄） ○ 破産法第253条第1項（免責許可の決定の効力等） ○ 民法第939条（相続の放棄の効力） 																														
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 石川	電話	724-3295																											

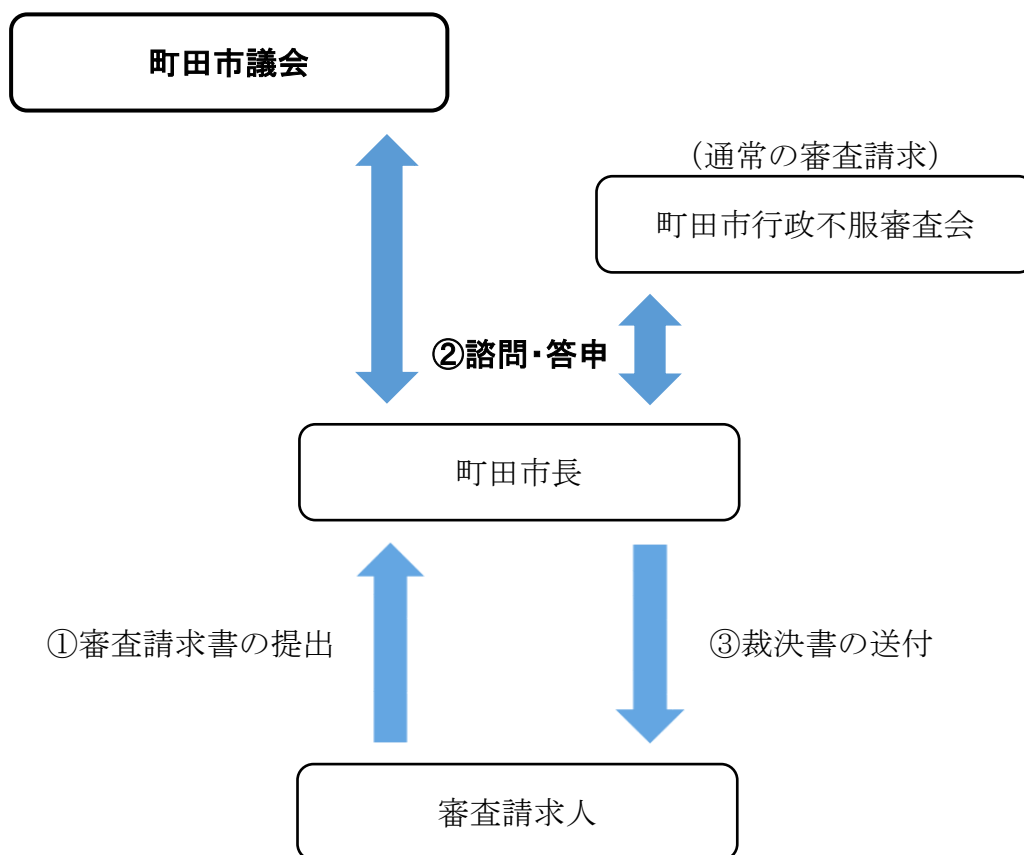
議案概要

議案名	諮問第1号 生活保護費返還督促処分に係る審査請求に関する諮問		
<p>【諮問の目的】</p>			
<p>生活保護費の返還督促処分に係る審査請求^{※1}について、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、議会に諮問をするものです。</p>			
<p>【諮問の内容】</p>			
<p>○ 審査請求人から、生活保護費受給中に受領した年金一時金に係る生活保護費返還金及び過年度戻入金に係る督促処分について、町田市長に対して審査請求^{※1}が提起されました。</p>			
<p>○ 審査請求人は、「すでに東京都知事に対して保護費の返還決定処分等の審査請求^{※2}をしているため、本件各督促処分をすることが違法・不当である」と主張しています。</p>			
<p>○ しかし、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げるものではないこと」（行政不服審査法第25条第1項）及び「本件各督促処分が適法かつ適正であること」から本件各督促処分が取り消されるべき理由はないため、本件審査請求を棄却することについて、諮問をするものです。</p>			
<p>【諮問の法的根拠】</p>			
<p>○ 地方自治法第231条の3第7項(督促、滞納処分等)</p>			
<p>【経緯】</p>			
1998年4月	生活援護課は、審査請求人に対し、生活保護法に基づく生活保護を開始		
2018年12月	審査請求人は、老齢年金及び企業年金の受給資格が判明し、3,141,459円の年金を受給		
2019年1月	生活援護課は、生活保護法第63条に基づく支給済保護費の返還決定処分等（合計3,093,224円（受給金額との差額48,235円は別途収入認定済））を実施		
2019年3月	審査請求人は、東京都知事に対し、支給済保護費の返還決定処分等に係る審査請求 ^{※2} を提起		
2019年6月26日	生活援護課は、支給済保護費の返還決定処分等に基づく返還金等の納付がなかったことから、審査請求人に対し督促状を送付		
2019年7月18日	審査請求人は、町田市長に対し、督促処分に係る審査請求 ^{※1} を提起		
2020年11月2日	東京都は、支給済保護費の返還決定処分等に係る審査請求 ^{※2} を棄却		
<p>※1 太枠部分が本件諮問に係る審査請求です。 「督促処分に係る審査請求」は、議会に諮問することとなっています。</p>			
<p>※2 「生活保護費の返還決定処分等に係る審査請求」は、生活保護法第64条の規定により、東京都知事に対して提起されます。</p>			
問合せ先	総務部 総務課長 谷	電話	724-2104

【諮問第1号参考資料】 審査請求に関する審理手続きの流れ

○ 審査請求のうち、地方自治法の規定に基づき議会に諮問の上、裁決するものには、次のような処分があります。

- ・ 使用料等の徴収に関する処分（例：下水道使用料の徴収に関する処分等）
根拠：法第229条第2項
- ・ 使用料等の督促に関する処分（例：生活保護費返還金の督促処分等）
根拠：法第231条の3第7項
- ・ 公の施設を利用する権利に関する処分（例：都営住宅入居資格失格処分等）
根拠：法第244条の4第2項





この冊子は、200部作成し、1部あたりの単価は239円です（職員人件費を含みます）。